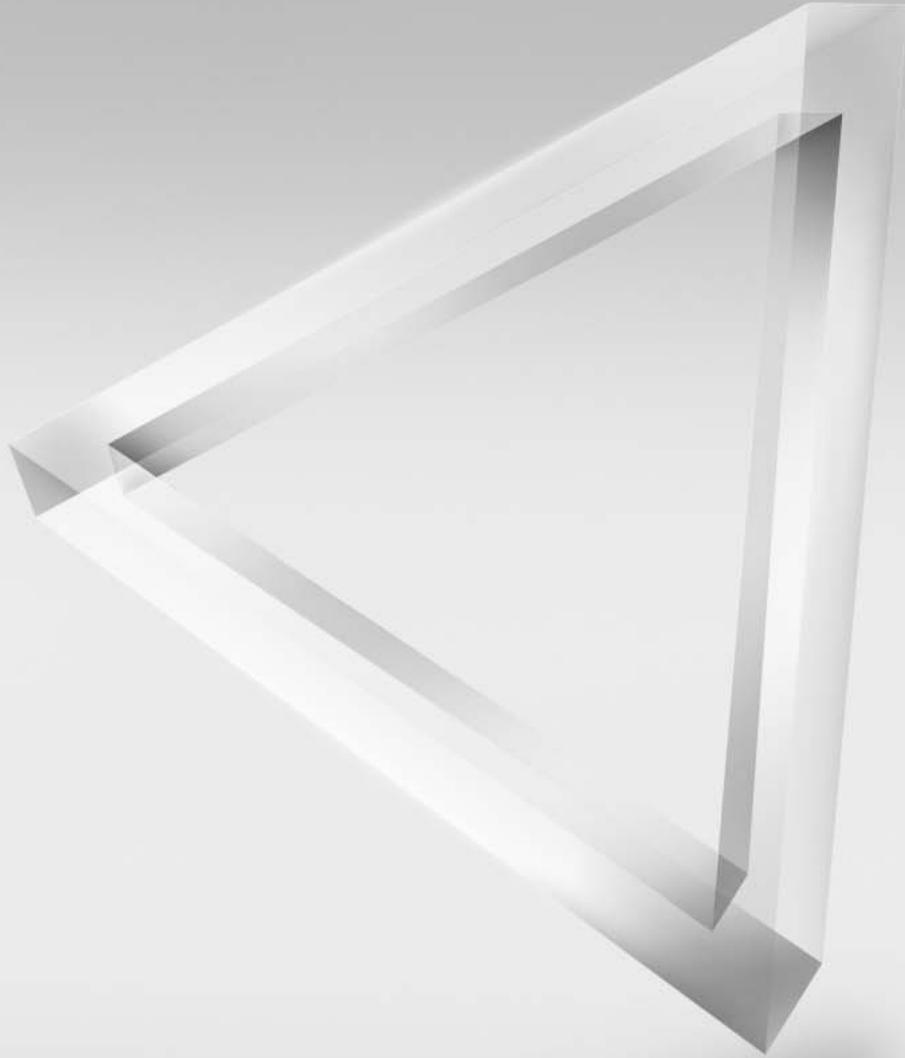


ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

GS US Neutral

愛称：GS US ニュートラル



【ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド】

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ／自動引きぞく投資専用／信託期間 無期限

投資信託説明書（目論見書）

2006.4

※本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■設定・運用は

創造的な資産運用。



ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

この冊子の前半部分はゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「請求目論見書」です。

本書は、これらを「投資信託説明書(目論見書)」として一冊にまとめております。

**Goldman
Sachs**

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

愛称：**GS US ニュートラル**

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資専用／信託期間 無期限

**投資信託説明書
(交付目論見書)**

2006.4

※本書は証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS US ニュートラル」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 17 年 10 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 17 年 10 月 14 日にその届出の効力が生じております。
2. 証券取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付されます。請求を行った投資者は、当該請求を行った旨を記録しておくことをおすすめします。
3. 本ファンドは投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、「販売会社」とは委託会社の指定する証券会社および登録金融機関をいうほか、文脈上別に解すべき場合を除き、これらのためにお申込みの取次を行う取次会社を含むことがあります。
- (注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。また、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとします。)を「社振法」ということがあります。
- (注 3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注 4) 本書においてゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS US ニュートラル」)を「本ファンド」または「GS US ニュートラル」ということがあります。また、主要投資対象であるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラスおよびゴールドマン・サックス ファンズ・ピーエルシー・ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンドをそれぞれ「米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス」および「US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」ということがあります。
- (注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が2008年1月以降も継続されます。

ファンドは、2007年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」*の規定の適用を受けることとします。

※政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

2007年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本投資信託説明書(交付目論見書)の「その他 振替制度について(10) 振替機関について」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本投資信託説明書(交付目論見書)の「その他 信託の終了・約款の変更等」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの2006年12月29日現在の全ての受益権*を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

※受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含まず。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(2007年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

ご利用の手引き

ファンドの特徴について知りたい

ファンドのポイント	3
GS US ニュートラルの運用における特徴	3
ファンドの分配金	9

購入後のファンド情報を得るには

基準価額の入手方法	10
運用報告書	10
その他のディスクロージャー資料	10

リスクについて知りたい

値動きの主な要因	11
その他のリスク・留意点	12

ファンドの運用について知りたい

ファンドの関係法人	14
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは	14
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況	15
米国株式マーケット・ニュートラル戦略 における運用体制およびリスク管理体制	16
運用プロセス	17

特徴

ファンド情報

リスク

運用

買付

換金

費用・税金

その他

ご利用の手引き

買付について知りたい

お買付のお申込み	18
お買付の価額	18
お買付の単位	18
お買付の流れ	18

換金について知りたい

ご換金のお申込み	19
ご換金の価額	19
ご換金の単位	19
ご換金の流れ	19

ファンドの費用／税金について知りたい

お買付時・投資期間中・ご換金時の費用	20
ご換金時・収益分配金受取時等にかかる税金	20
成功報酬について	21
その他の費用について	21
個別元本について	22
分配金の課税について	22
個人、法人別の課税の取扱いについて	22

その他

ファンドの仕組み	23
信託の終了・約款の変更等	23
その他の契約の変更について	24
受益者の権利等	24
内国投資信託受益証券事務の概要	24
投資制限	25
ファンド概要	26
「請求目論見書」の項目	29
お取引カレンダー	30
振替制度について	31
用語集	33
財務諸表等	
信託約款	
信託約款(2007年1月4日適用予定)の変更内容について	

ファンドの特徴について知りたい

ファンドのポイント

- ◇ 個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受けない付加価値の獲得を目指します。
- ◇ 投資信託証券への投資を通じて、主として米国株式に投資します。
- ◇ 外貨建資産については100%為替円ヘッジを基本とし、為替変動リスクの低減を図ります。
- ◇ ベンチマークである円短期金利(1ヵ月円LIBOR*)を上回る収益を追求します。
- ◇ 設定・解約は月1回の特定日(原則として毎月20日)にのみ可能です。
- ◇ 本ファンドはファンド・オブ・ファンズ形態で運用を行います。

(ファンド・オブ・ファンズ形態については、「その他 ファンドの仕組み」をご覧ください。)

*LIBORとは、London Inter-Bank Offered Rate(ロンドンのユーロ市場における銀行間出手金利)のことで、主に短期金利の指標として用いられています。

(注)市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、下記の外国投資信託および外国投資証券を主要投資対象とします。以下これらを単に「投資信託証券」ということがあります。

1. 米ドル建てアイルランド籍外国投資信託(契約型)
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス
2. 米ドル建てアイルランド籍外国投資証券
ゴールドマン・サックス ファンズ・ピー・エル・シーゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンド

GS US ニュートラルの運用における特徴

- ① 伝統的な投資に続く新しい投資手法(マーケット・ニュートラル運用)により、付加価値の獲得を目指します。
- ② 米国株式市場全体の動きを上回ることを目標とするのではなく、投資元本に対する収益を追求します。
- ③ ポートフォリオ全体として、魅力の高い銘柄群の買い持ちと同時に、魅力の低い銘柄群の売り持ちを組み合わせることにより、米国株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択が運用成績と直結します。
- ④ 多様な視点から銘柄を評価することにより、様々な市場局面でも安定したリターンを追求します。
- ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントによる独自開発の計量モデルで分析して運用します。

ファンドの特徴について知りたい

運用の特徴① 伝統的な投資に続く新しい投資手法

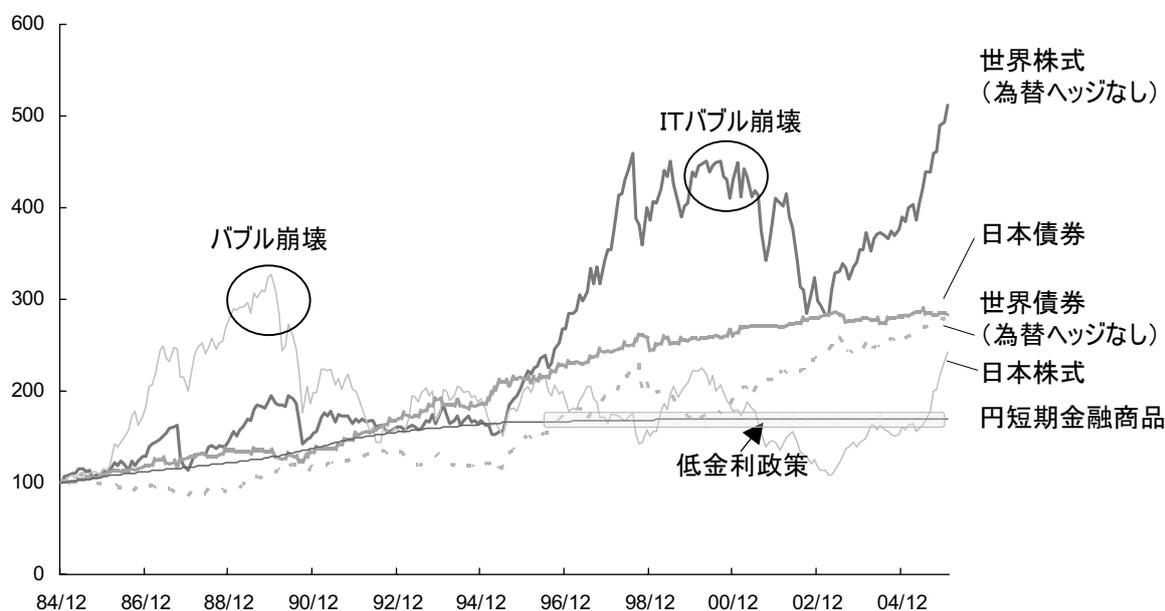
株式、債券といった伝統的な資産クラスへの投資に続く、新たな投資手法として「代替投資」に注目が集まっています。代替投資としては、

- ①「代替投資資産」(＝株式、債券以外の市場への投資)
例：不動産、コモディティ(商品)等への投資
- ②「代替投資手法」(＝株式、債券市場の動向の影響を抑制した投資手法)
例：マーケット・ニュートラル、ロング・ショート運用手法等の利用

といった2通りの投資方法が考えられます。

GS US ニュートラルは②「代替投資手法」の一つである「マーケット・ニュートラル運用」手法を用いたファンドです。

主な資産クラスの動向



(1984年12月末～2006年1月末、1984年12月末を100として指数化)

世界株式: MSCIワールド・インデックス(為替ヘッジなし)、世界債券: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(為替ヘッジなし)、日本株式: MSCIジャパン・インデックス、日本債券: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)の日本債券部分、円短期金融商品: 1ヵ月円LIBOR

上記のデータはインデックスの動きであり、特定のファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。上記は過去の実績であり、将来の結果をお約束するものではありません。

株式市場や債券市場などへの投資は中長期的には有望ですが、短期的には価格変動の影響を受け易いため、従来の伝統的投資手法を用いた運用では、運用の成果がこのような市場の動きに大きく左右されることは避けられませんでした。

より安定した収益を求める投資家の間では、このような市場環境の動向に左右されず収益を追求できる運用商品へのニーズが高まっています。

GS US ニュートラルは、市場全体の動向からの影響を抑制したマーケット・ニュートラル運用手法を用い、付加価値の獲得を目指すファンドです。

ファンドの特徴について知りたい

特徴

運用の特徴② 投資元本に対する収益の追求

GS US ニュートラルは、“米国株式市場の動きを上回ることを追求”するのではなく、“投資元本に対する収益を追求”することを目的としています。このような成果を目指す運用を「絶対収益型運用」といいます。

絶対収益型運用とは、「必ず収益を得る運用」という意味ではありません。この運用は、市場の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的としています。

絶対収益型運用と相対収益型運用の違い

絶対収益型運用
例：マーケット・ニュートラル運用

相対収益型運用
一般的な株式投資を行うファンド

市場とファンドの動き	<p>成績の良いファンド 株式市場全体の動き 成績の悪いファンド</p> <p>マーケット・ニュートラル運用では、株式市場全体の動きの方向性の影響は抑制され、運用者の運用能力が運用成績に直結します。</p>	<p>成績の良いファンド 株式市場全体の動き 成績の悪いファンド</p> <p>一般的な投資によるファンドの運用は、市場全体の動きからの影響を受けます。</p>
基準価額の主要な決定要因	運用能力	市場動向 + 運用能力
強気の見通しを持つ銘柄	買い	買い
弱気の見通しを持つ銘柄	売り (積極的な選択)	買わない/ベンチマークより保有率を下げる (消極的な選択)
運用者の目的	投資元本の増加	ベンチマーク(市場平均)を上回ること
投資家の目的	投資元本の増加	市場全体の成長に参加 投資元本の増加

投資家と運用者の目的『投資元本の増加』が一致しています。市場動向には左右されにくい一方、運用者の運用能力が運用成果の重要な要因となります。

運用成果は市場動向に大きく左右される傾向があることから、短期的には、価格変動の影響を受け易いため、投資家の目的『投資元本の増加』とは一致しないことがあります。

(注)上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等をお約束するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

ファンドの特徴について知りたい

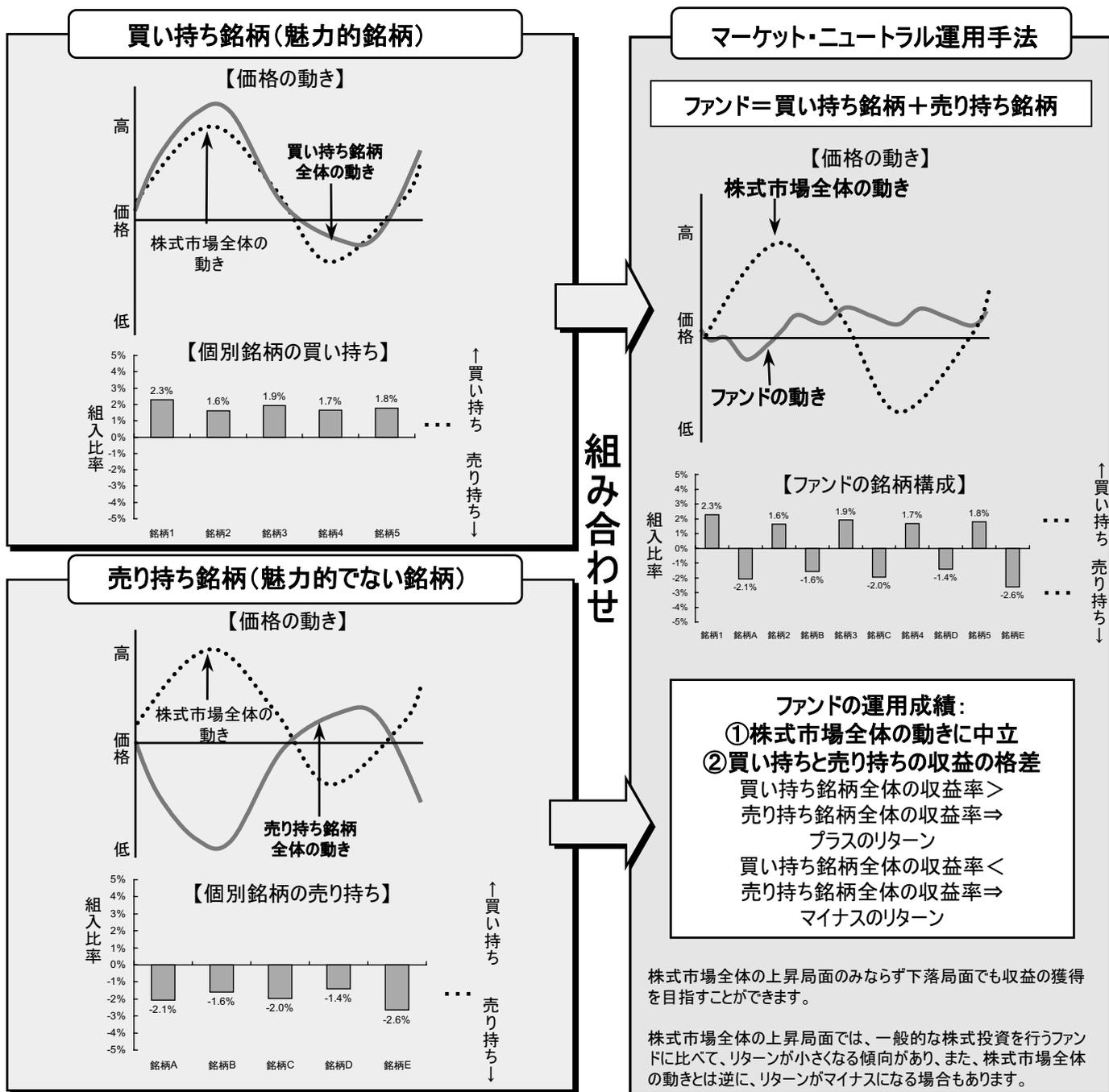
特徴

運用の特徴③ 市場全体の動向からの影響を抑制した 銘柄選択による付加価値の追求

GS US ニュートラルは、代替投資手法の一つであるマーケット・ニュートラル運用手法を用いて収益を追求するファンドです。

マーケット・ニュートラル運用とは、魅力の高い銘柄群の買い持ちと同時に、魅力の低い銘柄群の売り持ちを組み合わせる運用手法です。株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択がファンドの運用成績に直結します。

マーケット・ニュートラル運用の手法



(注) 上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等をお約束するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

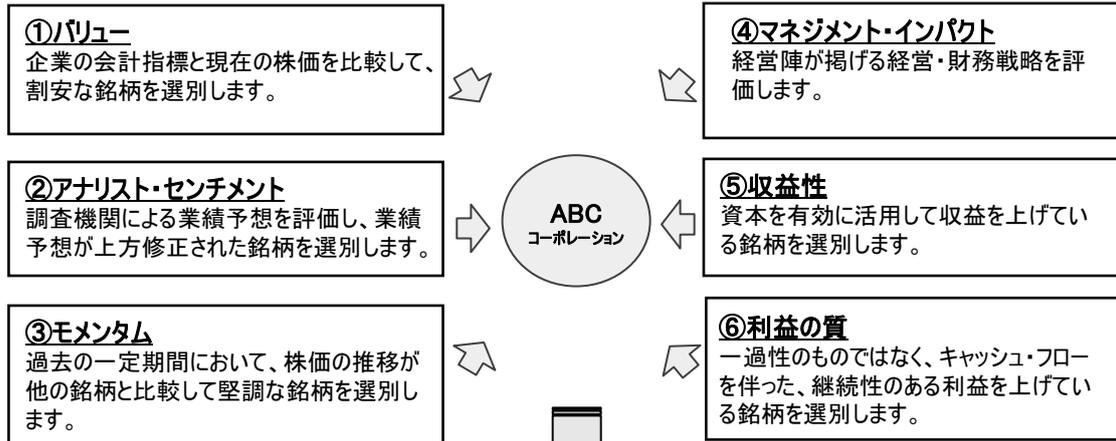
ファンドの特徴について知りたい

特徴

運用の特徴④ 複数の評価基準による個別銘柄選択

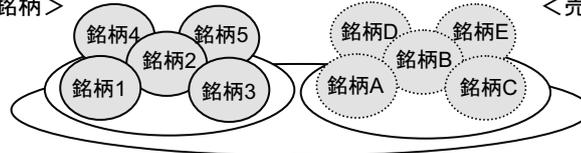
マーケット・ニュートラル運用では、主として個別銘柄選択の成否がファンドの運用成績を左右します。GS US ニュートラルは6つの評価基準によって、個別銘柄選択を行っています。多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定したリターンを追求できます。

銘柄選択の6つの評価基準



< 買い持ち銘柄 >

< 売り持ち銘柄 >



注) 上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。

6つの評価基準による銘柄選択の傾向(例)

銘柄選択の評価基準	買い持ち銘柄の傾向(例) (魅力的と判断される銘柄)	売り持ち銘柄の傾向(例) (魅力的でない判断される銘柄)
①バリュウ	株価純資産倍率の低い銘柄	株価純資産倍率の高い銘柄
②アナリスト・センチメント	利益予想が上方修正された銘柄	利益予想が下方修正された銘柄
③モメンタム	一定期間における株価の方向性が上昇傾向にある銘柄	一定期間における株価の方向性が下落傾向にある銘柄
④マネジメント・インパクト	自社株買いにより発行済株式数が大きく減少している銘柄	増資により発行済株式数が大きく増加している銘柄
⑤収益性	売上高利益率の高い銘柄	売上高利益率の低い銘柄
⑥利益の質	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、現金収入を伴った利益を計上している銘柄	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、現金収入を伴っていない利益を計上している銘柄

買い持ち銘柄(魅力の高い銘柄)のリターンは、売り持ち銘柄(魅力の低い銘柄)のリターンを、中長期的に上回ることが期待されます。この買い持ち銘柄と売り持ち銘柄の収益格差が、付加価値の源泉となります。

また、上記の6つの評価基準は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量株式グループリサーチチームの独自開発の計量モデルによるものです。

(注) 上記は、6つの評価基準による銘柄選択の傾向につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例ですが、上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

ファンドの特徴について知りたい

特徴

運用の特徴⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント 独自開発の計量モデルによる運用

経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用

GS US ニュートラルはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用を行っています。計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、①収益機会を広範囲に求めること、②リスクを厳格に管理すること*1、が可能です。したがって、マーケット・ニュートラル運用にはふさわしい運用アプローチといえます。

計量モデルの強み

- 広範囲の投資対象
(米国株式(約3,000銘柄))
- 日次で投資対象を評価

安定的な付加価値の追求

- 組入銘柄の分散 (約600銘柄*2)
- 評価基準の分散 (6つの評価基準*2)



ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント
独自開発の計量モデル

リスク管理

- ポートフォリオのリスクは目標の水準となるように、数理的に把握するため、客観的な管理が可能

上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良、更新は継続的、恒常的に行われています。

幅広い背景を持つ豊富な人材を有する計量株式グループ

米国株式マーケット・ニュートラル戦略による運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リソース・グループにおける計量株式グループが行い、計量モデルの研究・開発を継続的に実施しています。

長い実績を有する計量株式グループ

計量株式グループ: 合計約70名(うち博士号取得者12名)

運用資産残高: 合計約10兆7,000億円
(2005年12月末現在)

<計量株式グループ チーム体制>

リサーチ	ポートフォリオ構築ストラテジー	情報技術	ポートフォリオ構築	プロダクト・ストラテジー
ポートフォリオの構築や、運用の中核でもある計量モデルの調査や、今後のモデル開発に関する研究等を行う。	計量モデルにおける最適化の手法やバックテスト環境の整備・構築などを行う。	計量モデルのメンテナンスや、データベース等を技術的な面からサポートする同チーム専属のIT部隊。	取引コストや市場に与えるインパクト等を踏まえてポートフォリオ構築の執行等を行う。	ニューヨーク、ロンドン、東京に在籍し、各地域でのプロダクト・マネジメントおよび顧客へのサービス等を行う。

実務経験と学識経験の融合

多様なバックグラウンドを持つ人材を抱えたチームで、実務と学術の両面に経験の深い人材が運用グループを構成しています。株式や債券、デリバティブの経験を持つ者も多数おり、中には多くの著作や寄稿を行っている者もいます。

経済合理性に基づく計量運用

2006年1月現在

*1リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

*2状況によって今後変更される可能性があります。

ファンドの特徴について知りたい

ファンドの分配金

年2回決算を行い、毎決算時(毎年1月および7月の特定日)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配方針

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

ご注意点

- 収益分配金は、税金を差引いた後各決算日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。
- 収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(注)ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。

購入後のファンド情報を得るには

基準価額の入手方法

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:Uニユト)。

なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、下記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

運用報告書

年2回(1月および7月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

その他のディスクロージャー資料

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次または週次で運用経過について記載したレポートが作成されています。

最新のレポートは、販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

(照会先) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000

(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ : <http://www.gs.com/japan/gsam>

リスクについて知りたい

値動きの主な要因

本ファンド(本「リスクについて知りたい」においては、文脈により、組入れる投資信託証券の一方または両方を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。)への投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されていません。
主なリスクとして以下のものが挙げられます。

株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、米国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。逆に売り持ちした株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売り持ちの特性上、損失額が想定以上になることもあります(株式を売り持ちするにあたり、借入れコストがかかります。)。本ファンドは、株式市場全体の動向からの影響を抑制することを目指しますが、完全にその影響がなくなるわけではありません。また、売り持ち、買い持ちする株式のリターンの動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となります。

為替リスク

本ファンドは外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。本ファンドは対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります(ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利のほうが低い場合この金利差分収益が低下します。)

株式の流動性リスク

本ファンドは、米国の店頭登録株式またはこれに準ずるものにも投資します。こうした株式には、証券取引所に上場されている銘柄に比べて比較的新興であり、発行済時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ(株価のブレ幅を計る指標)が比較的高く、また流動性等の高い株式に比べ市況によっては大幅な安値での売却や大幅な高値での買戻しを余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

その他のリスク

為替取引、スワップ取引等の相手先に関するリスク

本ファンドでは為替取引、スワップ取引等の相対取引を行います。これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

コール・ローンの相手先に関するリスク

本ファンドは余資運用を原則としてコール・ローンで行いますが、これには相手先の信用リスクが伴います。

解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

先物取引等に伴うリスク

本ファンドは、運用において先物取引等を利用することがあります。先物取引等においては、ブローカーの破産等が生じた場合に、取引の中断、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があり、これにより本ファンドが悪影響を被ることがあります。

カントリー・リスク

一般に、株式への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、特定の国の株式への投資により予想に反して損失を被り、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。

デリバティブ取引のリスク

本ファンドは株式関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が投資顧問会社の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

本ファンドの投資対象におけるプライム・ブローカーに関するリスク

本ファンドが投資対象とする米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスの保有する株式は、同ファンドのプライム・ブローカーの名義で保有されており、プライム・ブローカーはかかる株式を分別管理する義務を負っているものの、万一プライム・ブローカーが破綻した場合には、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性があります。

留意点

計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

一部解約に関わる留意点

一部解約には、解約時の基準価額に対して0.2%の信託財産留保額がかかります。また、解約の時期に制限があります。詳しくは、「換金について知りたい」をご覧ください。

リスクについて知りたい

留意点(続き)

成功報酬に関わる留意点

本ファンドでは、委託会社は、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収いたしますので、この点についてご納得のうえご投資願います。なお、ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻しされることはありません。

受託銀行の信用力に関わる留意点

受託銀行の格付けが低下した場合その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があり、為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性もあります。

ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、1ヵ月円LIBORをベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。

投資対象の解約制限に関わる留意点

本ファンドの投資対象である米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスにおいて1日に純資産総額の10%を超える解約請求があった場合、同投資信託証券の解約が制限され、その結果、本ファンドの解約にも制限が生じる場合があります。

米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスを投資対象とすることに関わる留意点

本ファンドが投資対象とする米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスにおいて、あるいは、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの他のクラスにおいて追加設定、解約等があった場合には、これらに対応するための取引コストが発生することにより、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

お買付およびご換金の制限に関わる留意点

特定日に証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、特定日の5営業日前までにすでに受け付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し(ご換金の場合は取消または保留)させていただくことがあります。

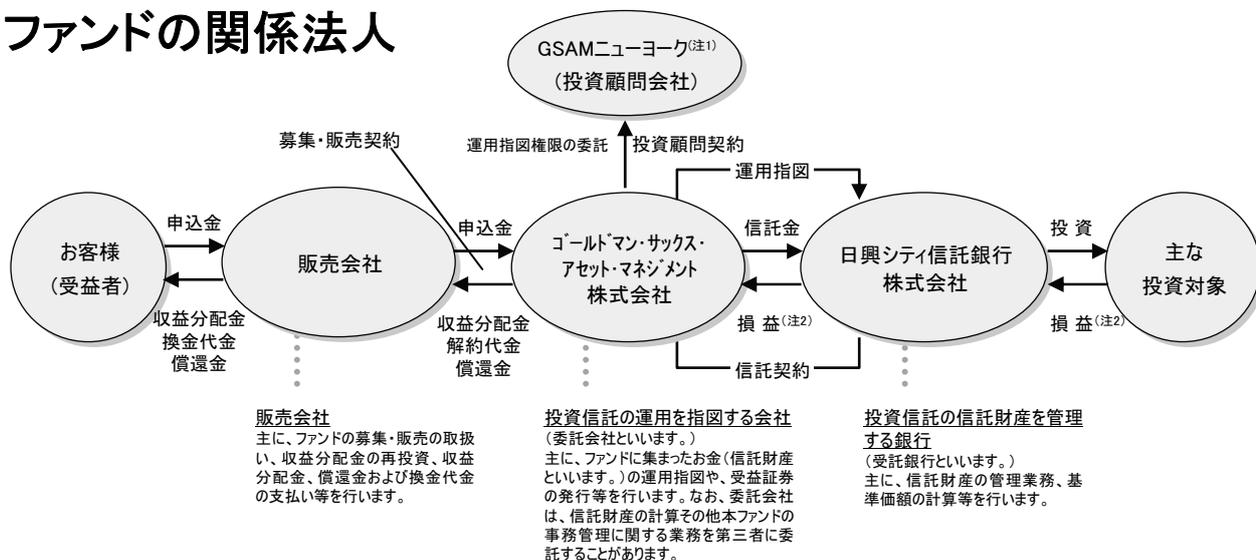
この場合、かかる合理的な事情がなくなったと委託会社が判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、特定日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付およびご換金のお申込みの取消し等および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。この場合、ご換金については、受益者は保留されたご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の5営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券のご換金代金は、上記により定められる日を特定日として計算された価額とします。

その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。各販売会社はその取次会社を通じて本ファンドの販売を行うことがあります。さらに取次会社は、販売会社に代わり購入申込者への目論見書の交付、受益者への運用報告書の交付、その他本ファンドに関する業務を行うことがあります。

委託会社は、販売会社またはその取次会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社またはその取次会社は販売(お申込代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

ファンドの関係法人



(注1) 本ファンドの投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーをGSAMニューヨークといいます(以下同じ。)

(注2) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界の主要な投資銀行のひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2005年12月末現在、グループ全体で4,961億米ドル(約58.6兆円*)の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2005年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=118.07円)により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



○ 印はGSAMの主要運用拠点
● 印は他のGSAMの拠点

ファンドの運用について知りたい

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況

1. 資本金

委託会社の資本の額は4億9,000万円です(2006年4月13日現在)。

2. 沿革

委託会社は、米国を本拠地として総合的な金融サービスの提供を展開するゴールドマン・サックスの資産運用グループの日本における拠点として、日本法上の株式会社として設立された投資信託委託業者です。主な変遷は以下のとおりとなっています。なお、この他に、これまで、商号の変更、合併、事業目的の変更等はありませんでした。

1996年2月6日	会社設立
1996年2月23日	証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
2000年11月30日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正に伴う投資信託委託業のみなし認可
2001年8月13日	有価証券等に係る投資顧問業を会社の目的に追加
2002年1月18日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(「投資顧問業法」)上の投資顧問業者としての登録
2002年3月29日	投資顧問業法上の投資一任契約に係る業務の認可
2002年4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所: 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

代表者の役職氏名: 代表取締役 土岐 大介

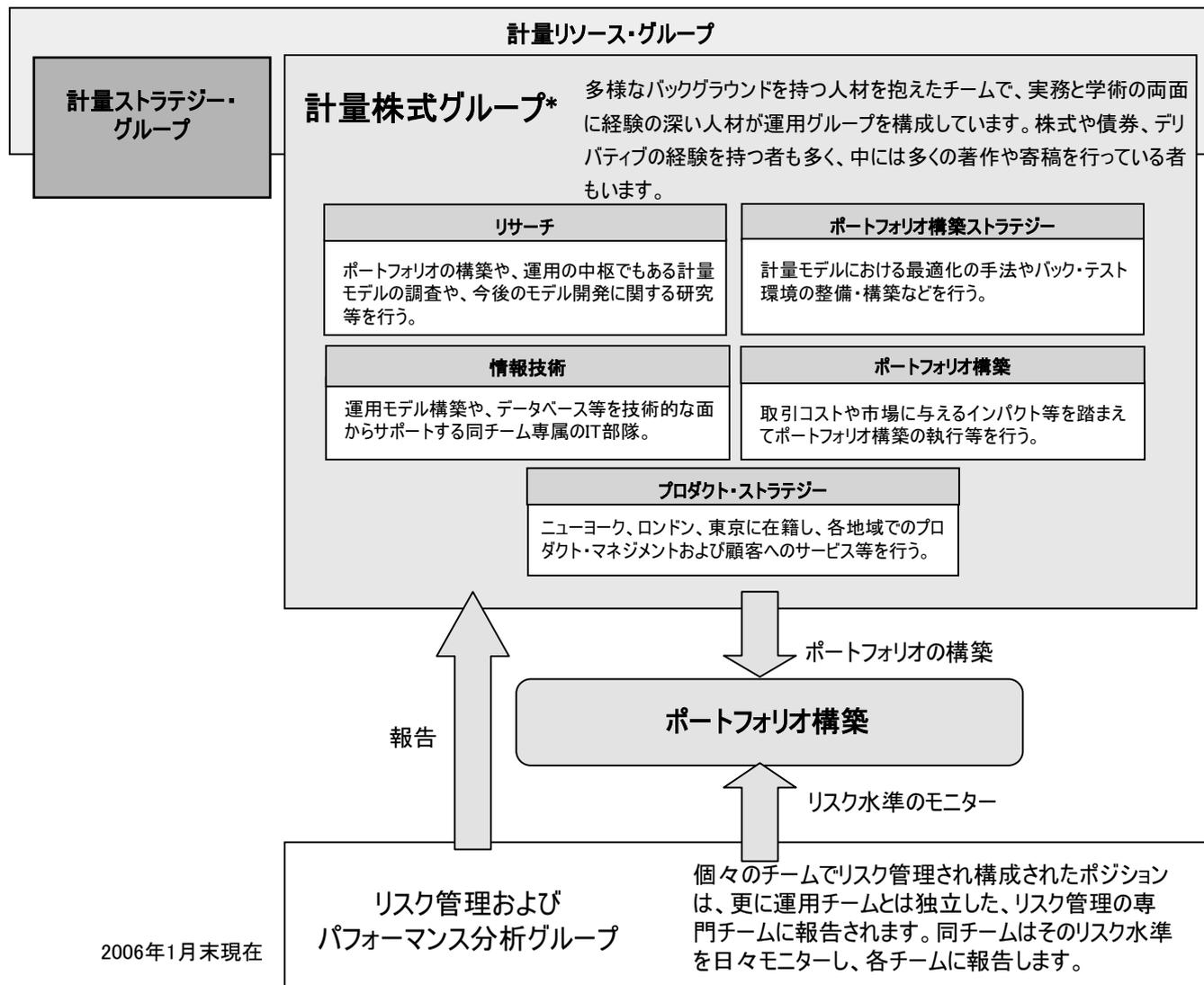
4. 大株主の状況

(2006年4月13日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

米国株式マーケット・ニュートラル戦略における運用体制およびリスク管理体制

本ファンドおよび本ファンドが組入れる投資信託証券については、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リソース・グループにおける計量株式グループが運用を行い、計量モデルの研究・開発を継続的に実施しています。また、運用チームとは独立した「リスク管理およびパフォーマンス分析グループ」が本ファンドおよび本ファンドが組入れる投資信託証券のリスク管理を行います。



* 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規定として、ポートフォリオ・マネージャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

ファンドの運用について知りたい

運用プロセス

- ▶ 経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用しています。
- ▶ 計量モデルを用いることで、約3,000銘柄に及ぶ多数の銘柄を、複数の評価基準*を用いて分析し、これらを基に最も魅力的と思われるポートフォリオを構築します。
- ▶ 原則として、100%為替円ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ▶ ベンチマークである円短期金利(1ヵ月円LIBOR)を上回る収益を追求します。



- ▶ 計量モデルを用いることにより、全投資対象銘柄を数量的に評価。
- ▶ 複数の評価基準を併用することにより、単一の投資スタイルに偏らない銘柄評価が可能に。
- ▶ 投資対象である米国株式(約3,000銘柄)を同一基準で評価。

バリュー: 企業の会計指標と比較して、株価は割安か、割高か？
モメンタム: 株価は上昇傾向か、下降傾向か？
収益性: 資本を有効に活用して収益を上げているか？
アナリスト・センチメント: 証券会社のリサーチ・アナリストによる定性分析の業績予想結果は？
利益の質: 持続可能な収益を上げているか？
マネジメント・インパクト: 経営陣が掲げる経営・財務戦略に対する市場の評価は？

- ▶ 複数の評価基準に基づき、各銘柄の魅力度合いをスコアリング(点数化)。

- ▶ 最も魅力的と思われるポートフォリオとなるよう、投資銘柄の買い持ち/売り持ちおよびその組入比率を決定。
- ▶ 米国株式市場全体の動きとの連動性を低減しつつ、ポートフォリオのリスクが目標の水準となるようコントロール。

一般的な特徴

買い持ち銘柄群: 全体として魅力度が高い
売り持ち銘柄群: 全体として魅力度が低い

* 状況によって今後変更される可能性があります。

(注) 上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。

お買付のお申込み

販売会社の本・支店および営業所にて、毎月の特定期^{*1}の5営業日前まで毎営業日受付します。特定期の5営業日前の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る各販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

- * 1 原則として毎月20日を特定期とします。ただし、毎月18日以降に英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはアイルランド証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはダブリンの銀行の休業日(以下「ファンド休業日」といいます。)がある場合には、特定期が21日以降となることがあります。詳しくは後記「お取引カレンダー」をご覧ください。
- * 2 販売会社によっては午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によって名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

お買付の価額

お買付の価額は特定期の基準価額が適用されます。

お買付にかかる費用については「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

お買付の単位

販売会社によって異なります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付の流れ



*原則として毎月20日(ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定期が21日以降となることがあります。)

お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

販売会社および販売会社毎の販売条件等につきましては、10ページ掲載の照会先でご確認ください。また、販売会社と取次契約を結んだ取次会社が本ファンドを販売する場合があります。

(注)ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。

換金について知りたい

ご換金のお申込み

お買付いただいた販売会社にて、毎月の特定期の5営業日前まで毎営業日受け付けます。特定期の5営業日前の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)*までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る各販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。

* 販売会社によっては午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

ご換金の価額

ご換金は、解約請求により行うことができます。

ご換金の価額は、特定期の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額(解約価額)となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{換金価額} \\ \text{(解約価額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{特定期の基準価額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{信託財産留保額} \\ \text{(当該基準価額} \times 0.2\%) \\ \hline \end{array}$$

お手取額は、解約価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

ご換金の単位

1口単位

販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。

ご換金の流れ



*原則として毎月20日(ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定期が21日以降となることがあります。)

(注)ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。

ファンドの費用／税金について知りたい

※本投資信託説明書(交付目論見書)で使用している税率等の課税上の取扱いは2006年4月13日現在のものです。税法が改正された場合には、下記内容が変更になることがあります。

	費用	税金*1								
お買付時*2	2.1%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額に乗じて得た額が申込手数料となります。	∞								
投資期間中 (運用費用の内訳)	信託報酬＝基本報酬＋成功報酬*3 ■基本報酬: 基本報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.9975%(税込)を乗じて得た額とし、配分は以下の通りです。	∞								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 0.9975% (税込)</td> <td>年率 0.504% (税込)</td> <td>年率 0.4725% (税込)</td> <td>年率 0.021% (税込)</td> </tr> </tbody> </table>		合計	委託会社	販売会社	受託銀行	年率 0.9975% (税込)	年率 0.504% (税込)	年率 0.4725% (税込)	年率 0.021% (税込)
	合計		委託会社	販売会社	受託銀行					
	年率 0.9975% (税込)		年率 0.504% (税込)	年率 0.4725% (税込)	年率 0.021% (税込)					
■成功報酬: 委託会社は、基本報酬に加えて、ある特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して26.25%(税込)の割合の成功報酬を受領します。										
■上記信託報酬のほか、信託事務の諸費用等が別途、信託財産より支払われます。詳しくは、後記「その他の費用について」をご覧ください。										
ご換金時 (解約請求による場合)	基準価額に対して0.2%(信託財産留保額*4)	解約価額の 個別元本超過額×10% (所得税7%、地方税3%)								
収益分配金 受取時	∞	普通分配金×10% (所得税7%、地方税3%)								
ファンドの 償還時	∞	償還価額の 個別元本超過額×10% (所得税7%、地方税3%)								

*1 上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合、原則として7%(所得税7%)の源泉徴収となります。

*2 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

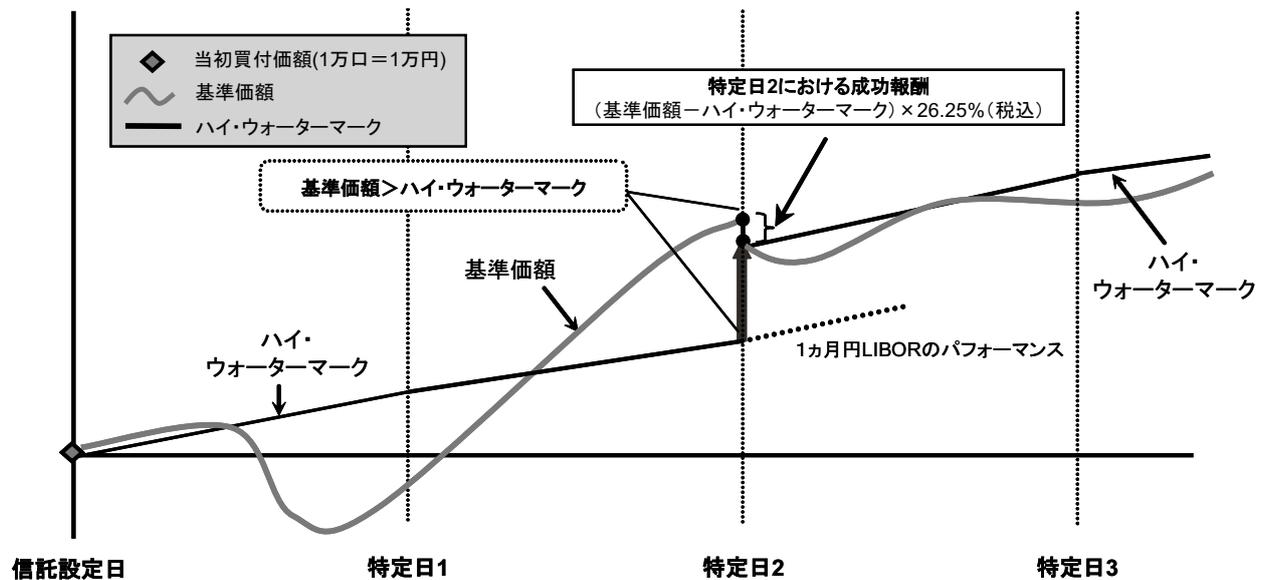
*3 詳しくは次ページをご覧ください。

*4 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの費用／税金について知りたい

成功報酬について

- ・ 成功報酬：特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)がハイ・ウォーターマークを上回った場合、超過額に対して26.25%(税込)
- ・ ある特定日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の特定日(あるいは信託設定日、以下同じ)におけるハイ・ウォーターマーク(信託設定日の場合は1万口=1万円)+1ヵ月円LIBORによる増加分(直前の特定日からの期間率、1年を360日とした日割り計算)とします。ある特定日において成功報酬が受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該特定日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額(基本報酬、成功報酬および分配金控除後)とします。



- (注1) 1ヵ月円LIBORは、2006年1月31日現在、年率0.05188%です。ハイ・ウォーターマークの計算において適用される1ヵ月円LIBORは市場動向により変動します。
- (注2) 上記は例示をもって理解を深めるための概念図であり、本ファンドの将来の運用成果等につき保証または示唆するものではありません。また、基準価額がハイ・ウォーターマークを超えない場合には、成功報酬は受領されません。ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

その他の費用について

信託報酬のほかに、本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)

- ① 株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用
- ② 外貨建資産の保管費用
- ③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)

なお、委託会社は、上記⑤記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記⑤記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から委託会社に対して支払われます。

ファンドの費用／税金について知りたい

個別元本について

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、後記「分配金の課税について」をご覧ください。)

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

- ① 「普通分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本と同額または上回っている場合の分配金をいいます。
- ② 「特別分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本を下回っている場合、その下回った部分の分配金をいいます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。ただし、2008年4月1日以降は、同税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば、総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

また、2004年1月1日以降に買取差損益または解約(償還)差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等(特定株式投資信託(ETF)および特定不動産投資信託(REIT)を含みます。)の譲渡による所得または損失との損益通算が可能です。公募株式投資信託の解約(償還)差益との損益通算については、その解約(償還)差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2008年4月1日以降は、同税率は15%(所得税15%)となる予定です。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

(注)ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。

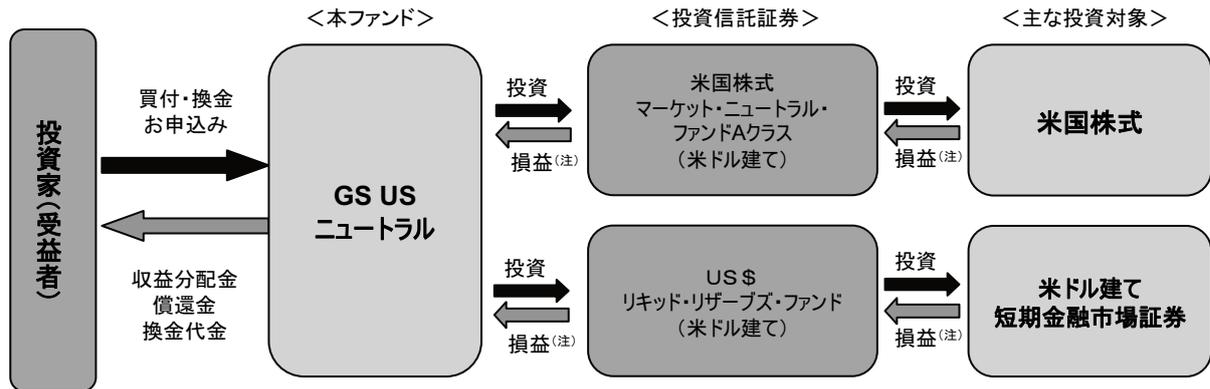
その他

ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたっては、以下の投資信託証券に投資を行います。

1. 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス
2. US\$リキッド・リザーブズ・ファンド

各投資信託証券への投資比率は、資金動向および投資対象となる各ファンドの収益性等を勘案して決定するものとします。原則として米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。



(注) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

信託の終了・約款の変更等

信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き*を経て終了することがあります。

- (1) 受益権総口数が、30億口を下回ることとなった場合
 - (2) 監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
 - (3) 委託会社の認可取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託業者が委託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)
 - (4) 受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
 - (5) 受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
 - (6) 委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときで、受託銀行と合意する場合
- * 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます*。

* 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、委託会社が受益者を代理して本ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、書面の交付を原則として行いません。なお、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

前記「信託の終了」に規定する信託契約の解約または前記「約款変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記「信託の終了」または前記「約款変更」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己の所有する受益証券を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。

その他の契約の変更について

(1) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(2) 投資顧問契約

委託会社とGSAMニューヨークの間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、自動的投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。

販売会社は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目から受益証券と引換えに販売会社を通じて受益者に支払われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「換金について知りたい」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については販売会社への交付開始前までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。

受託銀行は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 受益証券の換金手続等

前記「換金について知りたい」をご覧ください。

国内投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換

本ファンドの受益証券は無記名式であるため、名義書換は行われません。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

(5) その他

受益証券は、無記名式です。発行された受益証券は、「自動的投資契約」に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託会社は受益者の請求に基づく記名式受益証券への変更を行いません。「自動的投資契約」に基づき、受益証券は、販売会社においてすべて保護預りとしてさせていただきますので、引出すことはできません。

(注) ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。

その他

投資制限

(1) 約款上の投資制限

- ① 株式(3ページに記載する主要投資対象である外国投資証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- ② 上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券以外の外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 上記外国投資信託の受益証券、外国投資証券およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

詳細およびその他の約款上の投資制限については、後記「信託約款」をご覧ください。

(2) 法令上の投資制限

委託会社は、本ファンドの信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産に係る次の①および②に掲げる額(これに係る取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに③および④に掲げる額の合計額を下回ることもかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託銀行に指示することはできません(投資信託法施行規則第27条第1項第5号)。

- ① 当該信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。)
- ② 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- ③ 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- ④ 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

ファンド概要

ファンド名	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド (愛称「GS USニュートラル」)
商品分類	追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資専用
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	以下の投資信託証券を主な投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラス ・ゴールドマン・サックス ファンズ・ピー・エル・シー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス 各投資信託証券への投資比率は、原則として米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
為替ヘッジ	外貨建資産については100%為替円ヘッジを基本とします。
ベンチマーク	1ヵ月円LIBOR
信託設定日	2003年8月29日
申込期間	2005年10月14日から2006年10月13日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
募集総額	1,000億円を上限とします。
信託期間	原則として無期限
ファンド営業日	日本における営業日であり、かつ英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはアイルランド証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはダブリンの銀行が休業日でない日とします。
特定日	原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。詳しくは後記「お取引カレンダー」をご覧ください。
決算日	毎年1月および7月の特定日
収益分配	毎決算時に原則として収益の分配を行います。 (分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。収益分配金は税金を差引いた後自動的に無手数料で全額再投資されます。)
信託報酬	基本報酬：純資産総額に対して年率0.9975%(税込) 成功報酬：特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して26.25%(税込) ※上記信託報酬のほか、信託事務の諸費用等が別途、信託財産より支払われます。
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託銀行	日興シティ信託銀行株式会社

その他

ファンド概要

お買付およびご換金	原則として毎月20日を特定日(ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。)としてお買付・ご換金のお申込みを受付けます。
受付締切時間	毎月の特定日の5営業日前の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)まで受付けます。 (注)販売会社によっては午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。
お買付価額	特定日の基準価額
お買付単位	販売会社が定める単位
お申込手数料	2.1%(税込)を上限として各販売会社が定める料率
ご換金価額	特定日の基準価額より信託財産留保額を差引いた金額
ご換金単位	1口単位 (注)販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。
ご換金代金の支払日	原則として特定日から起算して5営業日目からとします。
信託財産留保額	基準価額に対して0.2%
保管	受益証券はすべて保護預りとなりますので、引出すことはできません。 (注)ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。 その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。
格付	格付けは取得しておりません。
振替機関に関する事項	該当事項はありません。 (注)ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定です。 その場合の取扱いについては、後記「振替制度について」をご覧ください。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

ファンド概要 組入れファンド(1)

ファンド名	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス (米ドル建てアイルランド籍外国投資信託(契約型))
投資目的	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針	<p>① 主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションと、ショート(売り)・ポジションを組み合わせることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、米国株式市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。</p> <p>② ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。</p>
投資対象および投資制限等	<p>① 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。</p> <p>② ショート・ポジションの総額は信託財産の純資産総額の100%以下とします。</p> <p>③ 信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。</p> <p>④ ポジションの構築に際してスワップ等のデリバティブ手法を用いる場合があります。</p>
信託報酬等	<p>基本報酬：なし 成功報酬：なし</p> <p>保管受託銀行等： 保管受託銀行等は、基本保管報酬(純資産総額に対して年率0.06%。ただし、2006年4月13日現在適用される最低金額は月額10,000米ドルです。)に加えて、財務書類作成および受託者コンプライアンスサービスについて年額25,000米ドルの報酬を受領します。さらに、保管受託銀行は、通信費等の実費を受領します。</p> <p>その他の諸費用： ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等を含みます。)は、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。</p> <p>保管受託銀行に対する報酬等とその他の諸費用は、組入れファンドで負担します。</p> <p>申込手数料： 本ファンドから買い付ける場合は不要</p> <p>信託財産留保額： 0.2%</p>
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
管理会社	ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド
決算日	原則として毎年9月30日
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

*本ファンドを解約される受益者が、本ファンドの信託財産留保額に加えて、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスの信託財産留保額を負担するわけではありません。実質的には、本ファンドを解約される受益者が負担した信託財産留保額に相当する金額が、本ファンドにおける解約代金支払いに対応するため米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスを解約する際に同ファンドに留保されるものであり、同ファンドにおいて発生する取引コスト等をカバーするとともに同ファンドに投資するファンド間での公平を図ることを目的としています。

その他

ファンド概要 組入れファンド(2)

ファンド名	ゴールドマン・サックス ファンズ・ピー・エル・シー ー ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・ア キュムレーション・シェアクラス (米ドル建てアイルランド籍外国投資証券)
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	① 主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、 元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 ② 投資する債券および金融市場証券は、投資時においてスタンダード・アンド・プアーズ によりAA格もしくはA-1格またはこれ以上あるいは、ムーディーズによりAa格もしくは P-1格またはこれ以上と格付けされるものとします。 ③ 購入時において満期まで13ヶ月未満の証券、証書および債務(ただし、変動利付お よび変更可能利付債務については2年以内)に投資し、90日未満の加重平均満期を 維持します。
信託報酬等	信託報酬：年率0.35%(管理報酬・保管費用等を含みます。)を上限とします。 申込手数料：なし 解約手数料：なし
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
決算日	原則として毎年12月31日
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

「請求目論見書」の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

※「請求目論見書」とは、証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

お取引カレンダー

	お買付け・ご換金の 締切日	特定日	ご換金代金 支払日
2006年4月	4月13日(木)	4月20日(木)	4月26日(水)
2006年5月	5月15日(月)	5月22日(月)	5月26日(金)
2006年6月	6月14日(水)	6月21日(水)	6月27日(火)
2006年7月	7月12日(水)	7月20日(木)	7月26日(水)
2006年8月	8月15日(火)	8月22日(火)	8月28日(月)
2006年9月	9月13日(水)	9月21日(木)	9月27日(水)
2006年10月	10月13日(金)	10月20日(金)	10月26日(木)
2006年11月	11月15日(水)	11月22日(水)	11月29日(水)
2006年12月	12月13日(水)	12月20日(水)	12月26日(火)

2006年4月13日現在、委託会社が認識する2006年12月までのファンド休業日を考慮して作成した表です。上記は変更されることもありますので、必ず事前に販売会社までお問い合わせください。

お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

その他

振替制度について

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、社振法の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

委託会社は、前記「その他 信託の終了・約款の変更等 約款変更」の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの2006年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

振替制度への移行後の取扱いについては、以下のとおりです。

(1) ファンドの分配金について

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、帰属します。収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) お買付のお申込みについて

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(3) ご換金のお申込みについて

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2007年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、ただし、2007年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、2007年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、

2006年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。

(4) 受益証券の再発行について

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益証券の譲渡について

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④ 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割について

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、「社債、株式等の振替に関する法律」が施行された場合には、受託銀行と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金について

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(9) 受益証券の保管について

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(10) 振替機関について

振替機関は下記の通りとなる予定です。

株式会社証券保管振替機構

詳しくは後記「信託約款(2007年1月4日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

用語集

委託会社(いたくがいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

売り持ち(うりもち)(ショート・ポジション)

他から株券を借り、現在の株価で売り、値下がりがしたところで買って、借りてきた株券を返済しようという意図で行われるものです。価格が下落すると利益が出ますが、逆に、価格が上昇すると損失が生じます。

運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託及び投資法人に関する法律の定めによって、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定来の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

解約価額(かいやくかがく)

途中解約する際に用いる価額で、解約金は解約口数に解約価額を乗じて計算されます。解約価額はファンドの基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。ただし、信託財産留保額がないファンドでは基準価額と同じ価額となります。

為替ヘッジ(かわせヘッジ)

外貨保有に伴う為替リスクを為替予約取引等を活用することにより回避または低減する行為を言います。為替ヘッジに際しては、ヘッジ対象となる通貨と日本円の金利差に相当するヘッジ・コストまたはプレミアムが生じるため、海外の金利が日本の金利よりも高い場合であっても、直接享受することはできなくなります。

基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

信託財産留保額(しんたくざいさんりゅうほがく)

運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかわる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。ファンドによっては、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収するものもあります。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

ハイ・ウォーターマーク

ファンドにおける成功報酬の計算において利用される用語です。成功報酬とは、ファンドの運用成果が比較対象として定められた一定の基準を上回る成果を上げた場合に、その超過収益に対して一定の割合で徴収される報酬のことで、ファンドから運用会社に対して支払われます。こうした運用成果を単独の期間だけで見て比較するのではなく、例えばファンドの設定来など長期的な期間に亘って、累積した収益が過去の最高値を更新しつつ指数等(通常はベンチマーク)の動きを上回る等の条件を満たした場合にのみ、成功報酬を徴収する方式をハイ・ウォーターマーク方式と呼びます。また、このような比較対象となる指数等の動きないしその数値をハイ・ウォーターマークと呼んでいます。

販売会社(はんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払いなどを行う金融機関を指します。

ファンド・オブ・ファンズ

社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類で、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券(マザー信託を除く。))に投資するもの」です。

ベンチマーク

運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。

運用状況

(1) 投資状況

(2006年1月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アイルランド	4,141,533,005	95.77
投資証券	アイルランド	174,842,597	4.04
小計		4,316,375,602	99.81
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	8,364,004	0.19
合計 (純資産総額)	—	4,324,739,606	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド>

(2006年1月27日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	201,832,598.67	95.89
其他有価証券	アメリカ	209,541,511.04	99.55
小計		411,374,109.71	195.44
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	△200,886,485.86	△95.44
合計 (純資産総額)	—	210,487,623.85	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、これらの内容は、当ファンドの全てのクラス (Aクラス、Bクラス) を含んだ内容です。

② 投資不動産物件
(2006年1月31日現在)
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
(2006年1月31日現在)
該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス ファンズ・ビー・エル・シー—ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド>

(2006年1月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	349,994,424.66	1.68
社債券	アメリカ	6,476,732,672.45	31.03
其他有価証券	アメリカ	7,466,341,505.34	35.76
小計		14,293,068,602.45	68.47
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	6,580,764,933.50	31.53
合計 (純資産総額)	—	20,873,833,535.95	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、これらの内容は、当ファンドの全てのクラス (Institutional Distribution Share Class, Administration Distribution Share Class, Preferred Distribution Share Class, Institutional Accumulation Share Class, Administration Accumulation Share Class, Preferred Accumulation Share Class, Value Distribution Share Class, Capital Distribution Share Class) を含んだ内容です。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2006年1月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	アイルランド	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラス	3,018,300.423	1,370	4,133,714,097	1,372	4,141,533,005	95.77
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス ファンズ・ビー・エル・シー—ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテュショナル・アキュムレーション・シェアクラス	138,323	1,262,411	174,620,434	1,264,017	174,842,597	4.04

種類別投資比率 (2006年1月31日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.77
投資証券	4.04
合計	99.81

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド>

① 投資有価証券の主要銘柄

(2006年1月27日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (株式数)	評価額 金額 (米ドル)	投資比率 (%)
1	アメリカ	株式	EXPRESS SCRIPTS INC. -COMMON	56,600	5,230,972.00	2.49
2	アメリカ	株式	SUNOCO INC	52,700	4,819,415.00	2.29
3	アメリカ	株式	GENZYME CORP-GENL DIVISION	64,600	4,607,918.00	2.19
4	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	118,000	3,567,140.00	1.69
5	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	8,100	3,511,269.00	1.67
6	アメリカ	株式	MBIA INC	44,700	2,799,114.00	1.33
7	アメリカ	株式	GENENTECH INC	29,600	2,588,816.00	1.23
8	アメリカ	株式	AMERISOURCEBERGEN CORP	54,600	2,406,768.00	1.14
9	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	153,353	2,254,289.10	1.07
10	アメリカ	株式	CIRCUIT CITY STORES INC	86,000	2,186,120.00	1.04
11	アメリカ	株式	AMERISOURCEBERGEN CORP	47,800	2,107,024.00	1.00
12	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	143,247	2,105,730.90	1.00
13	アメリカ	株式	AMERICREDIT	72,600	2,076,360.00	0.99
14	アメリカ	株式	MBIA INC	32,400	2,028,888.00	0.96
15	アメリカ	株式	LOEWS CORPORATION	19,400	1,929,718.00	0.92
16	アメリカ	株式	AMERIPRISE FINANCIAL INC	44,300	1,878,320.00	0.89
17	アメリカ	株式	WESTERN DIGITAL CORP	85,900	1,867,466.00	0.89
18	アメリカ	株式	FREESCALE SEMICONDUCTOR-B	70,343	1,835,952.30	0.87
19	アメリカ	株式	CENTURYTEL INC	54,000	1,822,500.00	0.87
20	アメリカ	株式	NAVISTAR INTERNATIONAL	61,546	1,658,664.70	0.79
21	アメリカ	株式	CIRCUIT CITY STORES INC	64,313	1,634,836.46	0.78
22	アメリカ	株式	APPLIED BIOSYSTEMS GROUP -APP	55,500	1,605,615.00	0.76
23	アメリカ	株式	MONSANTO CO	19,200	1,584,768.00	0.75
24	アメリカ	株式	VERITAS DGC INC	35,000	1,566,950.00	0.74
25	アメリカ	株式	NOVELL INC	158,600	1,501,942.00	0.71
26	アメリカ	株式	AMERICREDIT	51,700	1,478,620.00	0.70
27	アメリカ	株式	DILLARDS INC -CL A	57,200	1,473,472.00	0.70
28	アメリカ	株式	CENTURYTEL INC	43,100	1,454,625.00	0.69
29	アメリカ	株式	CIRCUIT CITY STORES INC	56,200	1,428,604.00	0.68
30	アメリカ	株式	CAL DIVE INTERNATIONAL INC	33,200	1,361,200.00	0.65

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

なお、これらの内容は、当ファンドの全てのクラス（Aクラス、Bクラス）を含んだ内容です。

- ② 投資不動産物件
(2006年1月27日現在)
該当事項はありません。
- ③ その他投資資産の主要なもの
(2006年1月27日現在)
該当事項はありません。

- ② 投資不動産物件
(2006年1月30日現在)
該当事項はありません。
- ③ その他投資資産の主要なもの
(2006年1月30日現在)
該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス ファンズ・ピー・エル・シー—ゴールドマン・サックス U.S. \$ リキッド・リザーブズ・ファンド>

① 投資有価証券の主要銘柄

(2006年1月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	評価額 金額 (米ドル)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	その他有価証券	AMSTEL CP Y4.295% 31JAN06	500,000,000.00	500,000,000.00	2006/1/31	2.40
2	アメリカ	社債券	BNP PARIBAS FRN 6/19/06	275,000,000.00	274,976,544.22	2006/6/19	1.32
3	アメリカ	社債券	NATEXIS BANQ FRN 05/09/06	260,000,000.00	259,984,305.15	2006/5/9	1.25
4	アメリカ	その他有価証券	CA CD Y3.87% 9 MARCH 2006	250,000,000.00	250,000,000.00	2006/3/9	1.20
5	アメリカ	その他有価証券	BEAR STEARNS CP Y 4.52%	250,000,000.00	250,000,000.00	2006/1/31	1.20
6	アメリカ	その他有価証券	BOA CP Y 4.213% 31 JAN 06	250,000,000.00	250,000,000.00	2006/1/31	1.20
7	アメリカ	社債券	CITIGROUP FRN 02/28/2007	250,000,000.00	250,000,000.00	2007/2/28	1.20
8	アメリカ	社債券	AB SPINTAB FRN 02/10/2006	245,000,000.00	244,999,328.77	2006/2/10	1.17
9	アメリカ	社債券	SOC GEN FRN 4/30/06	241,500,000.00	241,488,576.72	2006/3/30	1.16
10	アメリカ	社債券	BARCLAYS BANK FRN22/12/06	210,000,000.00	209,967,576.58	2006/12/22	1.01
11	アメリカ	その他有価証券	BARCLAY CD 4.0% 1MAR 2006	200,000,000.00	200,000,000.00	2006/3/1	0.96
12	アメリカ	その他有価証券	DEFA CP 4.32%	200,000,000.00	200,000,000.00	2006/1/31	0.96
13	アメリカ	その他有価証券	SAN PAOLO CP 4.345%	200,000,000.00	200,000,000.00	2006/1/31	0.96
14	アメリカ	政府債	STATENS BOS FRN 06/07/06	200,000,000.00	200,000,000.00	2006/6/7	0.96
15	アメリカ	社債券	CAISSE DEPAR FRN 09/18/6	200,000,000.00	199,968,579.23	2006/9/18	0.96
16	アメリカ	社債券	HBOY TSY SRV FRN 23/2/07	200,000,000.00	199,958,542.47	2007/2/23	0.96
17	アメリカ	その他有価証券	DAKOTA CP Y4.51% 02/21/06	200,000,000.00	199,476,166.67	2006/2/21	0.96
18	アメリカ	その他有価証券	YANKEE CD Y4.48 01/29/07	198,000,000.00	198,000,000.00	2007/1/29	0.95
19	アメリカ	その他有価証券	ATLANTIS CPY4.42% 20MAR06	193,935,000.00	192,792,076.40	2006/3/20	0.92
20	アメリカ	その他有価証券	HBOY YCD 4.815% 27DEC 06	190,000,000.00	190,000,000.00	2006/12/27	0.91
21	アメリカ	社債券	BARCLAYS BANK FRN 6/21/06	190,000,000.00	189,987,214.20	2006/6/21	0.91
22	アメリカ	社債券	WORLD SAVINGS FRN10/19/07	177,000,000.00	177,000,000.00	2007/10/19	0.85
23	アメリカ	社債券	HSB NORBANK FRN 08/01/06	175,000,000.00	175,041,717.88	2006/8/1	0.84
24	アメリカ	その他有価証券	SOLITAIRE CP Y 4.23%	175,000,000.00	175,000,000.00	2006/1/31	0.84
25	アメリカ	社債券	CAISSE EPORG FRN 02/10/06	175,000,000.00	174,999,041.10	2006/2/10	0.84
26	アメリカ	その他有価証券	TICONDEROGA CP Y4.49 02/23	160,000,000.00	159,543,066.67	2006/2/23	0.76
27	アメリカ	その他有価証券	SOC CD 4.75% 4 DEC 06	154,000,000.00	154,000,000.00	2006/12/4	0.74
28	アメリカ	その他有価証券	CALYON CD 3.78% 29MAR2006	150,000,000.00	150,000,000.00	2006/3/29	0.72
29	アメリカ	その他有価証券	NORIN CD Y4.305% 31JAN 06	150,000,000.00	150,000,000.00	2006/1/31	0.72
30	アメリカ	その他有価証券	SOCIETE GENERAL CD 4.75%	150,000,000.00	150,000,000.00	2007/1/10	0.72

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、これらの内容は、当ファンドの全てのクラス（Institutional Distribution Share Class, Administration Distribution Share Class, Preferred Distribution Share Class, Institutional Accumulation Share Class, Administration Accumulation Share Class, Preferred Accumulation Share Class, Value Distribution Share Class, Capital Distribution Share Class）を含んだ内容です。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2006年1月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資 産額 (円) (分配落)	1口当たり純資 産額 (円) (分配付)
1期	(2004年1月22日)	6,024	6,024	1,0164	1,0164
2期	(2004年7月22日)	5,868	5,926	1,0094	1,0194
3期	(2005年1月20日)	5,528	5,528	0.9930	0.9930
4期	(2005年7月21日)	5,199	5,199	1.0050	1.0050
5期	(2006年1月20日)	4,394	4,437	1.0302	1.0402
	2005年1月末日	5,590	—	0.9990	—
	2005年2月末日	5,508	—	1.0034	—
	2005年3月末日	5,408	—	1.0033	—
	2005年4月末日	5,368	—	1.0031	—
	2005年5月末日	5,441	—	1.0183	—
	2005年6月末日	5,182	—	1.0016	—
	2005年7月末日	5,116	—	1.0063	—
	2005年8月末日	5,085	—	1.0139	—
	2005年9月末日	4,892	—	1.0135	—
	2005年10月末日	4,738	—	1.0135	—
	2005年11月末日	4,563	—	1.0201	—
	2005年12月末日	4,429	—	1.0383	—
	2006年1月末日	4,324	—	1.0306	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 2003年8月29日 至 2004年1月22日	0.0000
第2期	自 2004年1月23日 至 2004年7月22日	0.0100
第3期	自 2004年7月23日 至 2005年1月20日	0.0000
第4期	自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	0.0000
第5期	自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	0.0100

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 2003年8月29日 至 2004年1月22日	1.6
第2期	自 2004年1月23日 至 2004年7月22日	0.3
第3期	自 2004年7月23日 至 2005年1月20日	△1.6
第4期	自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	1.2
第5期	自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	3.5

財務ハイライト情報

- ・下記の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、並びに重要な会計方針は「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- ・「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」については、中央青山監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	第4期 (2005年7月21日現在)	第5期 (2006年1月20日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		103,458,860	113,069,393
投資信託受益証券		4,876,425,571	4,060,342,867
投資証券		191,671,282	171,521,014
未収入金		247,610,000	183,566,800
未収利息		2	3
流動資産合計		5,419,165,715	4,528,500,077
資産合計		5,419,165,715	4,528,500,077
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		19,361,800	22,473,420
未払金		169,793,500	-
未払収益分配金		-	42,660,327
未払受託者報酬		567,553	508,728
未払委託者報酬		28,120,115	66,754,728
その他未払費用		1,351,262	1,211,191
流動負債合計		219,194,230	133,608,394
負債合計		219,194,230	133,608,394
純資産の部			
元本			
元本		5,174,328,386	4,266,032,798
剰余金			
期末剰余金		25,643,099	128,858,885
(うち分配準備積立金)		(32,161,697)	(117,738,261)
剰余金合計		25,643,099	128,858,885
純資産合計		5,199,971,485	4,394,891,683
負債・純資産合計		5,419,165,715	4,528,500,077

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第4期 自 2005年1月21日 至 2005年7月21日		区分	注記番号	第5期 自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	
		金額 (円)				金額 (円)	
経常損益の部				経常損益の部			
営業損益の部				営業損益の部			
営業収益				営業収益			
受取利息		441		受取利息		276	
有価証券売買等損益		183,932,448		有価証券売買等損益		325,197,322	
為替差損益		△88,718,122	95,214,767	為替差損益		△97,458,869	
営業費用				営業収益合計		227,738,729	
受託者報酬		567,553		営業費用			
委託者報酬		28,120,115		受託者報酬		508,728	
その他費用		1,351,262	30,038,930	委託者報酬		66,754,728	
営業利益			65,175,837	その他費用		1,211,191	
経常利益			65,175,837	営業費用合計		68,474,647	
当期純利益			65,175,837	営業利益		159,264,082	
一部解約に伴う当期純利益分配額			6,963,396	経常利益		159,264,082	
期首欠損金			38,700,315	当期純利益		159,264,082	
欠損金減少額				一部解約に伴う当期純利益分配額		9,289,446	
当期一部解約に伴う欠損金減少額		5,293,537		期首剰余金		25,643,099	
当期追加信託に伴う欠損金減少額		837,436	6,130,973	剰余金増加額		166,410	
分配金			-	当期追加信託に伴う剰余金増加額		(166,410)	
期末剰余金			25,643,099	剰余金減少額		4,264,933	
				当期一部解約に伴う剰余金減少額		(4,264,933)	
				分配金		42,660,327	
				期末剰余金		128,858,885	

重要な会計方針

区分	第4期 自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	第5期 自 2005年7月22日 至 2006年1月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の外貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

信託約款
追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド
(愛称 GS US ニュートラル)

運用の基本方針

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針
この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
2. 運用方法
 - (1) 投資対象
外国投資信託の受益証券および外国投資証券を主要投資対象とします。
 - (2) 運用方針
 - ① 以下の外国投資信託の受益証券および外国投資証券に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
 1. アイルランド籍外国投資信託(契約型)
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス(以下「米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス」といいます。)
運用方針は、以下のとおりです。
 - a. 主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションと、ショート(売り)・ポジションを組み合わせることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、米国株式市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。
 - b. ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。
 2. アイルランド籍外国投資証券
ゴールドマン・サックス ファンズ・ピー・エル・シー・ゴールドマン・サックス US \$ リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス(以下、「US \$ リキッド・リザーブズ・ファンド」といいます。)
運用方針は、以下のとおりです。
 - a. 主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。
 - ② 外貨建資産については 100% 為替ヘッジを基本とします。
 - ③ 1 ヶ月円 LIBOR をベンチマークとします。
 - ④ 上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券への投資比率は、資金動向および投資対象となる各ファンドの収益性等を勘案して決定するものとし、原則として、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラスの組入比率を高位に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。
 - ⑤ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
 - ⑥ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに運用の指図に関する権限を委託します。
 - (3) 投資制限
 - ① 株式(上記外国投資証券を除きます。)への直接投資は行いません。
 - ② 上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券以外の外貨建資産への直接投資は行いません。
 - ③ 上記外国投資信託の受益証券、外国投資証券およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
 - ④ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
3. 収益分配方針
年 2 回決算を行い、毎計算期末(毎年 1 月および 7 月の特定日(第 8 条第 1 項に定義されます。))に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、第 1 回決算日は 2004 年 1 月 22 日とします。
 - ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
 - ② 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
 - ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド
(愛称 GS US ニュートラル)
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円¹を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 38 条第 7 項および第 10 項、第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項または第 43 条第 2 項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 委託者は、この信託について、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集を行います。

- ② この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、1,000 億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 2 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託は、原則として毎月 18 日(ただし、日本における営業日であり、かつ英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはアイルランド証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくは

はダブリンの銀行の休業日ではない日を、以下「ファンド営業日」とし、毎月 18 日がファンド営業日でないときは、翌ファンド営業日とします。)の 2 ファンド営業日後を特定日とし、当該特定日の翌営業日にこれを行うものとします。

- ② 前項における追加信託金は、特定日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益証券の口数を乗じた額とします。
- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第 20 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 第 1 項の規定により発行された受益証券は、委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)または登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)と別に定めるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)に従って取得申込者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託者は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位および価額等)

第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 10 条の規定により発行される受益証券を、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に対

¹ 30 億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

し、当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、取得申込みの受け付けは、特定日の5営業日前までとします。ただし、第35条第1項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってはその後であってもこれを受け付けるものとします。

- ② 前項の受益証券の価額は、特定日の基準価額に、当該基準価額に2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、1円に2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ [削除]

- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益証券の売却価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、毎月18日(ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。)の2ファンド営業日後(本項において「当該日」といいます。)において証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、当該日の5営業日前までにすでに受け付けた取得申込みを取消することができます。この場合、委託者がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託者が判断したときにも、取得申込みの取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

(受益証券の再交付)

- 第13条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

- 第14条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者の定める手続により受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

- 第15条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 有価証券
 - 金銭債権
 - 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
 - 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券、外国投資証券および有価証券に投資することを指図します。

- ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス
- ゴールドマン・サックス ファンズ・ピー・エル・シー・ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテュショナル・アキュムレーション・シェアクラス
- コマースシャル・ペーパー

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 預金
- 指定金銭信託
- コール・ローン
- 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第19条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
所在地:アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(外国為替予約の運用指図)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任等)

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(有価証券等の保管)

第 22 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(信託財産の表示および記載の省略)

第 23 条 信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日か

ら信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、外国投資証券の発行または投資口の割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月の特定日の翌日から 7 月の特定日までおよび 7 月の特定日の翌日から翌年 1 月の特定日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 2003 年 8 月 29 日から 2004 年 1 月 22 日までとします。

(信託財産に関する報告)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 31 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関す

る費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。なお、第 1 回目の計算期末は 2004 年 1 月 22 日です。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 95 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第 1 回目の計算期末は 2004 年 1 月 22 日です。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(成功報酬の額および支弁の方法)

第 33 条 委託者は、前条に規定する信託報酬(以下、本条において「基本報酬」といいます。))に加えて、特定日の基準価額(基本報酬控除後であり、本条に規定する成功報酬控除前であるもの)とします。なお、本条に基づく成功報酬の計算においては、収益の分配がなされた場合にもその影響は排除されるものとし、(以下に定める方法で計算される価額(以下「ハイ・ウォーターマーク」といいます。))を超えた場合には、当該超過額に対して 25%の率を乗じて得た額(以下「成功報酬」といいます。))を受領します。ある特定日(以下「当該特定日」といいます。))におけるハイ・ウォーターマークは、直前の特定日のハイ・ウォーターマークに対し、直前の特定日の 1 ヶ月円 LIBOR(1 年を 360 日として計算)により、直前の特定日の翌営業日から当該特定日までの期間計算される額を加算して得られる価額とします。上記にかかわらず、ある特定日において成功報酬が受領された場合においては、爾後のハイ・ウォーターマークの計算においては、かかる特定日のハイ・ウォーターマークは、基本報酬控除後かつ当該成功報酬控除後でありかつ収益の分配が行われた場合の収益分配後の基

準価額とします。ただし、信託契約締結日以後最初の特定日におけるハイ・ウォーターマークの計算においては、直前の特定日のハイ・ウォーターマークとは 1 口につき 1 円を、直前の特定日とは信託契約締結日を意味するものとします。

- ② 前項の成功報酬は毎計算期末または信託終了の時信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第 1 項の成功報酬は、前条に定める信託報酬の一部として計上します。前条を除き、この約款において「信託報酬」という場合には、第 1 項の成功報酬を含むものとします。
- ④ 第 1 項の成功報酬に対する消費税等に相当する金額を成功報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
- ⑤ 第 1 項の特定日は、第 12 条第 5 項の規定に従うものとします。

(収益の分配)

第 34 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。))は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。))は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払い)

第 35 条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売り付けを行います。

- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- ③ 前項の場合、収益分配金は、当該計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以

- 下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、原則として特定日から起算して 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。
- ⑥ 前 4 項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一委託者の指定する証券会社または登録金融機関が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 36 条 受益者が、収益分配金については毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項または第 3 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 35 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 35 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 38 条 受益者は、特定日において、自己の有する受益証券につき、委託者に当該特定日の一部解約実行の請求日として、1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約実行の請求の受け付けは、特定日の 5 営業日前までとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、本条第 11 項に規定する場合を除きこの信託契約の一部を解約します。
- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に 0.20%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、毎月 18 日(ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。)の 2 ファンド営業日後(本項において「当該日」といいます。)において、証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、当該日の 5 営業日前までにすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。なお、この場合、第 12 条第 5 項の通り、委託者がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日の 5 営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から 4 営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託者が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の 5 営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、前項により定められる日を特定日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 次条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、次条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 38 条第 7 項」と読み替えます。
- ⑩ 受益者による第 1 項の一部解約の実行の請求に基いてこの信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 0 となる場合には、委託者は、受託者と協議のうえ委託

者が指定する日をもって、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ① 委託者が、前項の解約をするときは、第 1 項に定めるこの信託契約の一部の解約は行いません。次条第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用します。

(信託契約の解約)

第 39 条

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしませぬ。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第 41 条

委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は第 44 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 42 条

委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 43 条

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 44 条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前 2 項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。
1. 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 3. 受託者の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
 5. その他委託者が合理的に判断したときで、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。
- ④ 本条に基づき受託者が辞任または解任されたまたは解任される場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

第 44 条

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に

係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 45 条 第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 39 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付 則

第 1 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、2007 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、

同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- ② 2007 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。
- ③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を交付した場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。
- ④ 受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含まず。)を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。
- ⑦ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行った場合、2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2003年8月29日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 日興シティ信託銀行株式会社

<信託約款>

信託約款(2007年1月4日適用予定)の変更内容について

2006年12月29日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、2007年1月4日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。
 なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更(読み替え)は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(2006年4月13日現在の約款の内容)
<p>(募集の方法、<u>受益権</u>の取得申込みの勧誘の種類)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>② この信託に係る<u>受益権</u>の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p> <p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益権</u>取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>② 委託者は、<u>受益権</u>の再分割を行いません。ただし、<u>社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>② 前項における追加信託金は、特定日の基準価額に、当該追加信託にかかる<u>受益権</u>の口数を乗じた額とします。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第10条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、<u>社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)</u>の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、<u>委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)</u>の振替口座簿に記載または記録されることにより定めます(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定ま</p>	<p>(募集の方法、<u>受益証券</u>の取得申込みの勧誘の種類)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>② この信託に係る<u>受益証券</u>の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。</p> <p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益証券</u>取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第7条 (同左)</p> <p>② 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)</p> <p>第8条 (同左)</p> <p>② 前項における追加信託金は、特定日の基準価額に、当該追加信託にかかる<u>受益証券</u>の口数を乗じた額とします。</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ (同左)</p> <p>(<u>受益証券の発行および種類</u>)</p> <p>第10条 委託者は、<u>第7条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。</u></p>

<p>る受益権を「振替受益権」といいます。))。</p> <p>② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p> <p>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</p> <p>③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p> <p>④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含まず。)を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含まず。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。</p>	<p>② 委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。</p> <p>③ 第 1 項の規定により発行された受益証券は、委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含まず。以下同じ。)または登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)と別に定めるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含まず。)に従って取得申込者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託者は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。</p>	<p>(受益証券の発行についての受託者の認証)</p> <p>第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p> <p>② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。</p>
<p>(受益権の申込単位および価額等)</p> <p>第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含まず。)に従った契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める単位をも</p>	<p>(受益証券の申込単位および価額等)</p> <p>第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 10 条の規定により発行される受益証券を、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に対し、当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、取得申込みの受け付けは、特定日の 5 営業日前までとします。ただし、第 35 条第 1 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託</p>

<p>って取得の申込みに応じることができるものとします。なお、取得申込みの受付は、特定日の5営業日前までとします。ただし、第35条第1項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってはその後であってもこれを受付けるものとします。</p> <p>② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、特定日の基準価額に、当該基準価額に2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、1円に2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(受益権の譲渡に係る記載または記録)</p> <p>第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。</p> <p>③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる</p>	<p>金の申込みに限ってはその後であってもこれを受付けるものとします。</p> <p><新設></p> <p>② 前項の受益証券の価額は、特定日の基準価額に、当該基準価額に2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、1円に2.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益証券の売却価額は、原則として第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑤ (同左)</p> <p>(受益証券の再交付)</p> <p>第13条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。</p>
--	---

<p>る場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p> <p>(受益権の譲渡の対抗要件)</p> <p>第 14 条 <u>受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</u></p> <p><削除></p> <p>(収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第 35 条 <u>受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u></p> <p>② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。</p> <p>③ 前項の場合、収益分配金は、当該計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、<u>毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)</u>に支払います。</p> <p>④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、<u>信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)</u>に支払</p>	<p>(受益証券を毀損した場合等の再交付)</p> <p>第 14 条 <u>委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者の定める手続により受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。</u></p> <p>(受益証券の再交付の費用)</p> <p>第 15 条 <u>委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</u></p> <p>(収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第 35 条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券の</u>売り付けを行います。</p> <p>② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する<u>受益証券の</u>全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券の</u>取得申込を中止することを申出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。</p> <p>③ 前項の場合、収益分配金は、当該計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。</p> <p>④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて</u>受益者に支払います。</p>
--	---

<p>います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ 一部解約金は、原則として特定日から起算して5営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金(所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(収益分配金および償還金の時効) 第36条 受益者が、収益分配金については毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第37条 受託者は、収益分配金については第35条第1項または第3項に規定する支払開始日までに、償還金については第35条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を<u>委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>② 受託者は、前項の規定により<u>委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</u></p> <p>(信託の一部解約) 第38条 受益者は、特定日において、自己に帰属する<u>受益権</u>につき、委託者に当該特定日を一部解約実行の請求日として、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約実行の請求の受付は、特定日の5営業日前までとします。</p> <p>② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、本条第11項に規定する場合を除きこの信託契約の一部を解約します。なお、<u>前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託</u></p>	<p>⑤ 一部解約金は、原則として特定日から起算して5営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。</p> <p>⑥ (同左)</p> <p>⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金(所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額と元本との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p> <p>⑧ (同左)</p> <p>(収益分配金および償還金の時効) 第36条 受益者が、収益分配金については毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第37条 受託者は、収益分配金については第35条第1項または第3項に規定する支払開始日までに、償還金については第35条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を<u>委託者に交付します。</u></p> <p>② 受託者は、前項の規定により<u>委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</u></p> <p>(信託の一部解約) 第38条 受益者は、特定日において、自己の<u>有する受益証券</u>につき、委託者に当該特定日を一部解約実行の請求日として、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約実行の請求の受付は、特定日の5営業日前までとします。</p> <p>② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、本条第11項に規定する場合を除きこの信託契約の一部を解約します。</p>
---	--

<p>者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、<u>社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>2007年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となること確実な受益証券をもって行うものとします。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 前項により一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の5営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、前項により定められる日を特定日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)</p> <p><u>第38条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</u></p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>(添付信託約款付則第1条を削除し、以下の内容に置き換えます。)</p> <p><u>第1条 2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第15条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</u></p>	<p>③ (同左)</p> <p>④ <u>受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。</u></p> <p>⑤ (同左)</p> <p>⑥ 前項により一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の5営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、前項により定められる日を特定日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>⑦ (同左)</p> <p>⑧ (同左)</p> <p>⑨ (同左)</p> <p>⑩ (同左)</p> <p>⑪ (同左)</p> <p><新設></p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p>第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>(添付信託約款付則第1条をご参照ください。)</p>
--	---

**Goldman
Sachs**

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

愛称：**GS US ニュートラル**

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資専用／信託期間 無期限

請求目論見書

2006.4

※本書は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

■ 設定・運用は

創造的な資産運用。



ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS US ニュートラル」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成 17 年 10 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 17 年 10 月 14 日にその届出の効力が生じております。
2. 本ファンドは投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- 証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、「販売会社」とは委託会社の指定する証券会社および登録金融機関をいうほか、文脈上別に解すべき場合を除き、これらのためにお申込みの取次を行う取次会社を含むことがあります。
- (注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。また、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとします。)を「社振法」ということがあります。
- (注 3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注 4) 本書においてゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS US ニュートラル」)を「本ファンド」または「GS US ニュートラル」ということがあります。また、主要投資対象であるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラスおよびゴールドマン・サックス ファンズ・ピー・エル・シー・ゴールドマン・サックス US \$ リキッド・リザーブズ・ファンドをそれぞれ「米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス」および「US \$ リキッド・リザーブズ・ファンド」ということがあります。
- (注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

目 次

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	1
1	申込(販売)手続等	1
2	換金(解約)手続等	2
第 3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	6
第 4	ファンドの経理状況	8
1	財務諸表	8
2	ファンドの現況	12
第 5	設定及び解約の実績	12

第1 ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は2003年8月29日であり、同日より運用を開始しました。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付けのお申込みを行うものとします。お買付けのお申込みは、毎月18日（ただし、ファンド休業日の場合は翌ファンド営業日^{*1}とします。）の2ファンド営業日後を特定日^{*2}とし、当該特定日の5営業日前の午後3時（国内の証券取引所の半休日は午前11時）^{*3}までとします。かかる受付時間を過ぎたお申込みについては、翌営業日にお買付けのお申込みが行われたものとして取扱います。

*1 日本における営業日であり、かつ英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはアイルランド証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはダブリンの銀行が休業日でない日とします。

*2 原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。

*3 販売会社によっては午後3時（国内の証券取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

(2) お買付けに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によって名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、取得する受益証券はすべて販売会社の保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

（注）本ファンドの受益権は、2007年1月4日より、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

(3) お申込価額は、特定日の基準価額です。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : <http://www.gs.com/japan/gsam>

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：Uニュート）。

(4) お申込単位は、販売会社により異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じます。

(5) 毎月18日（ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。）の2ファンド営業日後（本(5)において「当該日」といいます。）において証券取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社によって当該日の5営業日前までにすでに受付けたお買付けのお申込みが取消される場合があります。この場合、委託会社がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付けのお申込みの取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

※本ファンドの受益権は、2007年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

- (1) ご換金のお申込みは、毎月の特定日^{*1}の5営業日前の午後3時（国内の証券取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに販売会社にお申込みください。かかる受付時間を過ぎたお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。受益者が、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となる場合があります。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の証券取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金は解約請求制により行うことができます。受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (3) 一部解約の価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*1}として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）となります。

手取り額は、解約価額から、所得税および地方税（解約価額が受益者ごとの個別元本^{*2}を上回った場合、その超過額に対して個人の受益者については10%（所得税7%、地方税3%）^{*3}、法人の受益者については7%（所得税7%）^{*4}）を差引いた金額となります。

*1 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

*2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本となります。

*3 2008年4月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

*4 2008年4月1日以降は、15%（所得税15%）となる予定です。

詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : <http://www.gs.com/japan/gsam>

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：Uニュート）。

- (5) 一部解約金は、特定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。
- (6) 毎月18日（ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。）の2ファンド営業日後（本(6)において「当該日」といいます。）において、証券取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、当該日の5営業日前までにすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。

この場合、委託会社がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消ならびに特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

これにより一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の5営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約価額は、上記により定められる日を特定日として計算された価額としま

す。

- (7) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5)その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5)その他 a. 信託の終了 (b) その他の事由による信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

※本ファンドの受益権は、2007年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2007年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、2007年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

2006年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1)資産の評価

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : <http://www.gs.com/japan/gsam>

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：Uニュート）。年2回（1月および7月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次または週次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)保管

本ファンドの受益証券は無記名式です。発行された受益証券は、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によって名称が異なる場合があります。）に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託会社は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券は、販売会社においてすべて保護預りとなり、引き出すことはできません。

本ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3)信託期間

本ファンドの信託期間は2003年8月29日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

本ファンドの計算期間は、毎年1月の特定日の翌日から7月の特定日までおよび7月の特定日の翌日から翌年1月の特定日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2003年8月29日から2004年1月22日までとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) その他

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドにかかる信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の認可取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託業者と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、以上の事由による信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託

約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

(注) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行いません。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a. または上記 b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を譲渡することがあります。委託会社は分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を承継させることがあります。

f. 保管業務の委任等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g. 有価証券等の保管

受託銀行は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

h. 信託財産の表示および記載の省略

信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託会社または受託銀行が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

i. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づいて、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。

販売会社は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、2007年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に帰属します。収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日目から受益証券と引換えに販売会社を通じて受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(注) 2007年1月4日より振替制度に移行した場合の償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日目からお支払いします。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。

受託銀行は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(注) 2007年1月4日より振替制度に移行した場合、受託銀行は、収益分配金については支払開始日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いを

もって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 受益証券の換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期計算期間（2005年1月21日から2005年7月21日まで）及び、第5期計算期間（2005年7月22日から2006年1月20日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成18年2月28日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人
指定社員 公認会計士 清水 敦
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成17年7月22日から平成18年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成18年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成17年8月30日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人
指定社員 公認会計士 清水 敦
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成17年1月21日から平成17年7月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成17年7月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	第4期 (2005年7月21日現在)	第5期 (2006年1月20日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		103,458,860	113,069,393
投資信託受益証券		4,876,425,571	4,060,342,867
投資証券		191,671,282	171,521,014
未収入金		247,610,000	183,566,800
未収利息		2	3
流動資産合計		5,419,165,715	4,528,500,077
資産合計		5,419,165,715	4,528,500,077
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		19,361,800	22,473,420
未払金		169,793,500	-
未払収益分配金		-	42,660,327
未払受託者報酬		567,553	508,728
未払委託者報酬		28,120,115	66,754,728
その他未払費用		1,351,262	1,211,191
流動負債合計		219,194,230	133,608,394
負債合計		219,194,230	133,608,394
純資産の部			
元本			
元本		5,174,328,386	4,266,032,798
剰余金			
期末剰余金		25,643,099	128,858,885
(うち分配準備積立金)		(32,161,697)	(117,738,261)
剰余金合計		25,643,099	128,858,885
純資産合計		5,199,971,485	4,394,891,683
負債・純資産合計		5,419,165,715	4,528,500,077

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第4期 自 2005年1月21日 至 2005年7月21日		区分	注記番号	第5期 自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	
		金額 (円)				金額 (円)	
経常損益の部				経常損益の部			
営業損益の部				営業損益の部			
営業収益				営業収益			
受取利息		441		受取利息		276	
有価証券売買等損益		183,932,448		有価証券売買等損益		325,197,322	
為替差損益		△88,718,122	95,214,767	為替差損益		△97,458,869	
営業費用				営業収益合計		227,738,729	
受託者報酬		567,553		営業費用			
委託者報酬		28,120,115		受託者報酬		508,728	
その他費用		1,351,262	30,038,930	委託者報酬		66,754,728	
営業利益			65,175,837	その他費用		1,211,191	
経常利益			65,175,837	営業費用合計		68,474,647	
当期純利益			65,175,837	営業利益		159,264,082	
一部解約に伴う当期純利益分配額			6,963,396	経常利益		159,264,082	
期首欠損金			38,700,315	当期純利益		159,264,082	
欠損金減少額				一部解約に伴う当期純利益分配額		9,289,446	
当期一部解約に伴う欠損金減少額		5,293,537		期首剰余金		25,643,099	
当期追加信託に伴う欠損金減少額		837,436	6,130,973	剰余金増加額		166,410	
分配金			-	当期追加信託に伴う剰余金増加額		(166,410)	
期末剰余金			25,643,099	剰余金減少額		4,264,933	
				当期一部解約に伴う剰余金減少額		(4,264,933)	
				分配金		42,660,327	
				期末剰余金		128,858,885	

注記事項

(貸借対照表関係)

区分	第4期 (2005年7月21日現在)	第5期 (2006年1月20日現在)
元本の推移		
期首元本額	5,567,488,657円	5,174,328,386円
期中追加設定元本額	341,985,251円	12,387,285円
期中一部解約元本額	735,145,522円	920,682,873円

(損益及び剰余金計算書関係)

第4期 自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	区分	第5期 自 2005年7月22日 至 2006年1月20日
分配金の計算過程	分配金の計算過程	
計算期間末の費用控除後の配当等収益(441円)及び分配準備積立金(32,161,256円)より、分配対象収益は32,161,697円(1口当たり0.006215円)ですが、分配を行っておりません。	費用控除後の配当等収益額	276円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	133,650,797円
	収益調整金額	12,397,745円
	分配準備積立金額	26,747,515円
	当ファンドの分配対象収益額	172,796,333円
	当ファンドの期末残存口数	4,266,032,798口
	1口当たり収益分配対象額	0.040505円
	1口当たり分配金額	0.0100円
	収益分配金金額	42,660,327円

(有価証券関係)

売買目的有価証券

種類	第4期(2005年7月21日現在)		第5期(2006年1月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	4,876,425,571	372,892,535	4,060,342,867	569,376,597
投資証券	191,671,282	2,544,519	171,521,014	3,217,445
合計	5,068,096,853	375,437,054	4,231,863,881	572,594,042

重要な会計方針

区分	第4期 自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	第5期 自 2005年7月22日 至 2006年1月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(デリバティブ取引等関係)

I 取引の状況に関する事項

第4期 自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	第5期 自 2005年7月22日 至 2006年1月20日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	5. 取引に係るリスク管理体制 同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第4期 (2005年7月21日現在)				第5期 (2006年1月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建								
	米ドル	5,253,802,200	—	5,273,164,000	△19,361,800	4,340,930,580	—	4,363,404,000	△22,473,420
合計		5,253,802,200	—	5,273,164,000	△19,361,800	4,340,930,580	—	4,363,404,000	△22,473,420

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 計算期間末日において予約為替の受渡し日 (以下「当該日」という。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(1口当たり情報)

区分	第4期 (2005年7月21日現在)	第5期 (2006年1月20日現在)
1口当たり純資産額	1.0050円	1.0302円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
米ドル	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス	3,018,300.423	35,105,852.21	
	投資証券	ゴールドマン・サックス ファンズ・ビー・エル・シー・ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	138.323	1,482,976.09	
小計				36,588,828.30 (4,231,863,881)	
合計				4,231,863,881 (4,231,863,881)	

(注) 1. 小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券比率	組入投資証券比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券	1銘柄	95.9%	—
	投資証券	1銘柄	—	4.1%

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項 (デリバティブ取引等関係)」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

(参考情報)

当ファンドは「ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス」の受益証券および「ゴールドマン・サックス ファンズ・ビー・エル・シー—ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は、これらの投資信託受益証券および投資証券です。

これらの投資信託受益証券および投資証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載された情報は監査対象外です。

「ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス」は、アイルランド籍の契約型の外国投資信託です。同投資信託受益証券は、2005年9月30日に計算期間が終了し、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、公認会計士による財務諸表監査を受けています。

「ゴールドマン・サックス ファンズ・ビー・エル・シー—ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス」はアイルランド籍の外国投資証券です。同投資証券は、2004年12月31日に計算期間が終了し、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、公認会計士による財務諸表監査を受けています。

●ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの組入れ資産の明細 (2006年1月18日現在)

これらの内容は、当投資信託受益証券の全てのクラス (Aクラス、Bクラス) を含んだ内容です。

株式 (買建)

銘柄名	組入比率
ACUTY BRANDS INC	0.09%
ADAMS RESPIRATORY THERA INC	0.11%
ADMINISTAFF INC	1.35%
AGILYSYS INC	0.24%
ALASKA AIR GROUP INC	0.49%
ALKERMES INC	0.12%
ALLEGHANY CORP	0.08%
ALPHARMA INC-CL A	0.83%
AMERICAN GREETINGS CORP -CL A	1.15%
AMERICREDIT	2.02%
AMERISOURCEBERGEN CORP	2.32%
AMERITRADE HOLDING CORP CL A	0.72%
AMERIPRISE FINANCIAL INC	0.87%
AMGEN INC	0.57%
ANSYS INC	0.09%
APPLIED BIOSYSTEMS GROUP -APP	1.92%
CELERA GENOMICS GROUP-APPLER	0.30%
APPLIED INDUSTRIAL TECH INC	0.32%
ARBITRON INC	1.95%
AUDIOVOX CORP - CL A	0.08%
AUTODESK INC	0.27%
AVNET INC	0.72%
BLOCKBUSTER INC - CLASS A	0.00%

銘柄名	組入比率
BLOCKBUSTER INC - CLASS B-WI	0.00%
BROWN SHOE COMPANY INC	0.17%
BUILDING MATERIALS HLDG CORP	0.59%
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	0.23%
CLECO CORPORATION	0.13%
CAL DIVE INTERNATIONAL INC	1.08%
CATALINA MARKETING CORP.	0.39%
CATO CORP-CL A	0.08%
CENTURYTEL INC	2.05%
CHOICE HOTELS INTL INC	2.14%
CHIQUITA BRANDS INTL	0.47%
CIRCUIT CITY STORES INC	2.33%
CIRRUS LOGIC INC	0.12%
COMMONWEALTH TELEPHONE ENTRP	0.21%
COMPUcredit CORP	0.34%
COMTECH TELECOMMUNICATIONS	0.17%
CONSOLIDATED GRAPHICS INC	0.09%
DARDEN RESTAURANTS INC	0.26%
DILLARDS INC -CL A	1.56%
DOLLAR THRIFTY AUTOMOTIVE GP	0.62%
DOMINO'S PIZZA INC	0.49%
DOONEY FINANCIAL CORP.	0.37%
DRESS BARN INC	0.09%
EOG RESOURCES INC	0.24%
E*TRADE FINANCIAL CORP	0.37%
EMCOR GROUP INC	0.33%
ENDO PHARMACEUTICAL HLDGS INC	0.14%
ENERGIZER HOLDINGS INC	1.64%
EQUITABLE RESOURCES INC	0.35%
EXPRESS SCRIPTS INC.-COMMON	2.34%
FAIR ISAAC INC	0.10%
FIRSTFED FINANCIAL CORP	0.55%
FREESCALE SEMICONDUCTOR-B	0.87%
FREMONT GENERAL CORP	1.47%
H.B. FULLER CO.	0.10%
FURNITURE BRANDS INTL INC	0.27%
GATX CORP.	0.50%
GENENTECH INC	2.32%
GENESIS HEALTHCARE CORP	0.09%
GENZYME CORP-GENL DIVISION	2.17%
GLOBAL PAYMENTS INC	0.46%

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

銘柄名	組入比率
GOOGLE INC-CL A	2.21%
GUESS? INC	0.50%
HANDLEMAN CO	0.21%
HEARST-ARGYLE TELEVISION INC	0.68%
IMMUCOR INC	0.33%
INFOSPACE INC	0.35%
INTERDIGITAL COMM CORP	0.18%
INTERGRAPH CORP	1.70%
INVESTMENT TECHNOLOGY GROUP	0.33%
ITRON INC	0.23%
JLG INDUSTRIES INC.	0.30%
JABIL CIRCUIT INC	0.23%
KOMAG INC	0.48%
KOS PHARMACEUTICALS INC	0.80%
LANDAMERICA FINANCIAL GROUP	1.57%
LANDRY'S RESTAURANTS INC	0.65%
LITHIA MOTORS INC - CL A	0.27%
LOEWS CORPORATION	1.22%
LONGS DRUGSTORES CORP	1.68%
MBIA INC	2.30%
MPS GROUP INC	0.60%
MTS SYSTEMS CORP	0.09%
MANNATECH INC	0.10%
MCKESSON CORP	0.09%
MENTOR CORP	0.87%
MICRON TECHNOLOGY INC	2.33%
MIPS TECHNOLOGIES	0.16%
MONSANTO CO	1.00%
NACCO INDUSTRIES -CL A	0.44%
NASH FINCH CO	0.09%
NAVISTAR INTERNATIONAL	1.13%
NOVELL INC	1.00%
OFFSHORE LOGISTICS	0.09%
OVERSEAS SHIPHOLDING GROUP	0.09%
PAPA JOHN'S INTL INC	0.26%
PAYLESS SHOESOURCE INC-W/I	1.61%
PERRIGO COMPANY	0.49%
PILGRIM'S PRIDE CORP	0.12%
PLEXUS CORP	0.15%
POGO PRODUCING CO	0.34%
PREPAID LEGAL SERVICES INC	0.32%

銘柄名	組入比率
QUANEX CORP	0.36%
RADIAN GROUP INC	0.09%
RYERSON INC.	0.38%
SCHOLASTIC CORP	0.09%
SEABOARD CORPORATION	0.48%
SEACHANGE INTERNATIONAL INC	0.09%
SHUFFLE MASTER INC	0.09%
SKECHERS USA INC	0.09%
SKYWEST INC	0.16%
SMITH (A.O.) CORP	0.32%
SONIC AUTOMOTIVE INC	0.77%
SOUTHERN COPPER CORP	0.17%
SPHERION CORP	0.09%
STAGE STORES INC	0.56%
STEIN MART INC	0.09%
STEWART INFO SVCS	1.24%
SUNOCO INC	2.28%
SWIFT ENERGY COMPANY	1.53%
SYNOPSIS INC	0.94%
TRW AUTOMOTIVE HOLDINGS CORP	0.14%
TECH DATA CORPORATION	0.37%
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	0.49%
TELLABS INC	0.13%
TELETECH HOLDINGS INC	0.17%
TERRA INDUSTRIES INC	0.47%
TEXAS INSTRUMENTS INC	2.24%
THORATEC LABS CORP	0.21%
TRADESTATION GROUP INC	0.19%
TYSON FOODS INC -CL A	0.43%
USANA HEALTH SERVICES INC	0.24%
USEC INC.	0.10%
U.S. XPRESS ENTERPRISES - 'A'	0.11%
UNITED ONLINE INC.	0.34%
UNITED RENTALS INC	0.85%
UNIVERSAL COMPRESSION HOLDINGS	0.09%
VERITAS DGC INC	2.27%
VERTRUE INC	0.06%
WESTERN DIGITAL CORP	1.12%
WHIRLPOOL CORPORATION	0.09%
WORLD ACCEPTANCE CORP	0.20%

●ゴールドマン・サックス ファンズ・ビー・エル・シー-ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラスの組入れ資産の明細 (2006年1月19日現在)

これらの内容は、当投資証券の全てのクラス (Institutional Distribution Class, Administration Distribution Class, Preferred Distribution Class, Institutional Accumulation Class, Administration Accumulation Class, Preferred Accumulation Class, Value Distribution Class, Capital Distribution Class) を含んだ内容です。

銘柄名	償還年月日	組入比率
<譲渡性預金証書>		
ALL&LEIC CD3.79% 29MAR 06	2006/3/29	0.25%
ALLIANCE&LEICESTER CD 4.5	2006/4/21	0.53%
ALLIANCE&LEICESTER CD4.75	2007/1/10	0.14%
BARCLAY CD 4.0% 1MAR 2006	2006/3/1	1.01%
BARCLAY YCD Y4.77% 5DEC06	2006/12/5	0.63%
BOA CD 3.67%	2006/6/13	0.30%
CA CD Y3.87% 9 MARCH 2006	2006/3/9	1.26%
CALYON CD 3.78% 29MAR2006	2006/3/29	0.75%
CREDIT SUISSE CD 4.8	2007/1/12	0.50%
FORTIS YCD 3.695% 10MAY06	2006/5/10	0.30%
HBOS YCD 4.815% 27DEC 06	2006/12/27	0.96%
NAT OZ CD Y4.11% 7AUG 06	2006/8/7	0.15%
NORIN CD Y4.305% 31JAN 06	2006/1/31	0.75%
NORIN CD Y4.35% 26JAN 06	2006/1/26	1.21%
RBOC CD Y4.25% 31AUG 05	2006/8/31	0.57%
SOC CD 4.75% 4 DEC 06	2006/12/4	0.77%
SOC GEN 3.745% CD	2006/6/23	0.15%
SOCIETE GENERAL CD 4.75%	2007/1/10	0.75%
TORONTO YCD3.7% 10MAY 06	2006/5/10	0.30%
<コマーシャルペーパー>		
ABN AMRO CP 01/31/06	2006/1/31	0.75%
AMSTEL CP Y4.295% 31JAN06	2006/1/31	2.51%
AMSTEL CP Y4.32% 7FEB06	2006/2/7	0.71%
AMSTEL CP Y4.36% 1 MAR 06	2006/3/1	0.52%
ASPEN CP Y4.2% 1FEB 06	2006/2/1	0.50%
ATLANTIS 1 FUND CP Y 4.47	2006/4/12	0.37%
ATLANTIS CP 4.5%	2006/4/17	0.47%
ATLANTIS CPY4.42% 20MAR06	2006/3/20	0.97%
BANQ FED CPY 4.10% 27JUL	2006/7/27	0.49%
BOA CP Y 3.92% 1 MAR 06	2006/3/1	0.63%
BOA CP Y 4.213% 31 JAN 06	2006/1/31	1.26%
BOI 3.90Y CP	2006/1/30	0.46%
CALYON CP Y4.18% 1FEB 06	2006/2/1	0.25%
CHARIOT CP Y4.35% 27JAN06	2006/1/27	0.23%

銘柄名	償還年月日	組入比率
CRC CP Y4.29% 31JAN 06	2006/1/31	0.50%
CURZON FUNDING CP Y 4.46	2006/4/11	0.25%
DAKOTA CP 4.29%20JAN06	2006/1/20	0.45%
DAKOTA CP Y4.2% 25JAN 05	2006/1/25	0.68%
DAKOTA CP Y4.28% 25JAN 06	2006/1/25	0.75%
DAKOTA CP Y4.28% 26JAN06	2006/1/26	0.50%
DEPFA CP 4.32%	2006/1/31	1.00%
DEPFA CP Y4.245% 30JAN 06	2006/1/30	0.50%
FORTISECP4.33 31JAN06	2006/1/31	0.75%
GEMINI CP Y4.2% 27 JAN 06	2006/1/27	0.18%
GRAMPIAN CP Y4.19% 31JAN	2006/1/31	0.44%
HBOS CP 4.33% 31JAN06	2006/1/31	0.75%
ING CP Y4.20% 3 FEB 06	2006/2/3	0.27%
ING CP Y4.26% 26 JAN 06	2006/1/26	0.38%
IRISH LIFE &PERM 4.5%	2006/4/12	0.30%
KBC CP Y 4.20% 3 FEB 06	2006/2/3	0.30%
LMA CP Y 4.40% 25JAN 06	2006/1/25	0.38%
NEWPORT CP Y4.2% 1 FEB 06	2006/2/1	0.50%
NIEUW CP 4.3% 25JAN06	2006/1/25	0.18%
NIEUW CP Y4.29% 20JAN 06	2006/1/20	0.51%
NIEUW CP Y4.33% 23JAN06	2006/1/23	0.32%
NORD CP Y4.375% 8MAR 06	2006/3/8	0.70%
NORTH CP Y4.3% 22FEB 06	2006/2/22	0.25%
NORTH CP Y4.3% 23 FEB 06	2006/2/23	0.75%
PARK CP Y4.32% 30JAN 06	2006/1/30	0.35%
PARK CP Y4.35% 23JAN 06	2006/1/23	1.25%
RWE CP Y4.26% 30 JAN 06	2006/1/30	0.25%
SAN PAOLO CP 4.345%	2006/1/31	1.00%
SCALDIS CP Y4.33% 23JAN06	2006/1/23	0.52%
SOLIT CP Y 4.37% 31JAN	2006/1/31	0.25%
SOLITAIRE CP Y 4.33%	2006/1/31	0.88%
SOLITAIRE CP Y4.37% 25JAN	2006/1/25	0.20%
SOLITAIRE CPY4.37% 25JAN	2006/1/25	0.25%
ST.GEORGE CP Y4.19% 1FEB	2006/2/1	0.24%
THAMES CP Y4.34% 7 FEB 06	2006/2/7	0.20%
THAMES CPY4.33% 20JAN 05	2006/1/20	1.28%
THREE CP Y4.33% 6 FEB 06	2006/2/6	0.30%
TICOND CP Y4.35% 24JAN 06	2006/1/24	0.98%

(注1) データ提供元: Investors Fund Services (Ireland) Limited

(注2) 組入れ比率は、当該投資信託受益証券の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

銘柄名	償還年月日	組入比率
<社債>		
AB SPINTAB FRN 02/10/2006	2006/2/10	1.23%
AB SPINTAB FRN 02/24/2006	2006/2/24	0.43%
AB SPINTAB FRN 3/10/06	2006/3/10	0.48%
AB SPINTAB FRN 8/24/06	2006/8/24	0.75%
ASB BANK LTD 2.89% 3/8/07	2007/3/8	0.38%
AUST & NZ FRN 10/7/2007	2007/10/7	0.10%
AUST & NZ FRN 5/26/07	2007/5/26	0.25%
AUST & NZ FRN 6/23/06	2006/12/22	0.32%
BANK OF NOVA FRN 2/14/07	2007/2/14	0.38%
BANQ FED FRN 1/30/06	2006/1/30	0.17%
BARCLAYS BANK FRN 6/21/06	2006/6/21	0.96%
BARCLAYS BANK FRN22/12/06	2006/12/22	1.06%
BNP PARIBAS FRN 6/06/07	2007/3/6	0.75%
BNP PARIBAS FRN 6/19/06	2006/6/19	1.38%
CAISSE DEPAR FRN 09/18/6	2006/9/18	1.01%
CAISSE EPARG FRN 02/07/06	2006/2/7	0.63%
CAISSE EPARG FRN 02/10/06	2006/2/10	0.88%
CAN IMP FRN 04/03/2006	2006/4/3	0.65%
CAYLON NY FRN 06/20/07	2007/6/20	0.63%
CITIGROUP FRN 02/28/2007	2007/2/28	1.26%
COM BK FRN 08/24/06	2006/12/22	0.16%
CRED SUIS FRN 04/18/2006	2006/4/18	0.50%
CRED SUIS FRN 05/09/06	2006/5/9	0.33%
CRED SUIS FRN 2006/09/26	2006/9/26	0.33%
CREDIT AGRICOLE FLO7/06	2006/7/17	0.18%
DANSKE BANK FRN 04/05/07	2007/4/5	0.25%
DANSKE BANK FRN 4/11/07	2007/4/11	0.25%
DANSKE BK A/S FRN 2/22/07	2007/2/22	0.50%
DEPFA BANK PLC 0% 6/15/05	2006/9/15	0.50%
DEUTSCHE VRO 2006/04/24	2006/4/24	0.45%
GEN ELE VRO 2006/12/05	2006/12/8	0.40%
GEN ELEC CORP FRN-EXT MAT	2007/1/9	0.71%
HBOS TSY FRN 01/20/06	2006/1/20	0.63%
HBOS TSY SRV FRN 09/20/04	2006/12/20	0.75%
HBOS TSY SRV FRN 23/2/07	2007/2/23	1.01%
HSBC BK FRN 07/27/2007	2007/7/27	0.50%
HSB NORBANK FRN 08/01/06	2006/8/1	0.88%
LB BADEN FRN 12/18/06	2006/12/18	0.75%
MERRILL LYNCH FRN 12/4/06	2006/12/4	0.30%
METLIFE GLOBL FRN12/14/04	2006/12/15	0.30%

銘柄名	償還年月日	組入比率
MORGAN STAN FRN 02/03/06	2007/1/3	0.48%
NATEXIS BANQ FRN 05/09/06	2006/5/9	1.31%
NATEXIS BANQ FRN 10/16/06	2006/11/15	0.38%
NATIONAL AUST 06/14/07	2007/6/14	0.25%
NATIONWIDE FRN 12/28/2004	2006/10/27	0.25%
NATL AUSTRAL FRN 6/28/06	2006/6/28	0.25%
RBOS EXT 05/16/2006	2007/1/19	0.25%
ROYAL BK CAN FRN 11/10/04	2006/12/8	0.45%
ROYAL BK SCOT FRN 10/4/6	2006/10/4	0.50%
ROYAL BK SCOT FRN 12/21/7	2007/12/21	0.38%
ROYAL BK SCOT FRN 3/30/7	2007/3/30	0.63%
RYL BK CANADA FRN 12/18/6	2006/12/18	0.25%
SOC GEN FRN 4/30/06	2006/3/30	1.22%
UNICREDITO BK FRN 2/9/7	2007/2/9	0.43%
UNICREDITO FRN 7/20/06	2006/7/20	0.63%
WESTPAC BANK FRN 5/25/07	2007/5/25	0.13%
WESTPAC BK FRN 3/11/05	2006/10/11	0.38%
WORLD SAVINGS FRN10/19/07	2007/10/19	0.89%
<政府債>		
STATENS BOS FRN 06/07/06	2006/6/7	1.01%
STATENS BOS FRN 1/20/06	2006/1/20	0.50%
STATENS BOST FRN 02/10/06	2006/2/10	0.25%
STATENS BOSTAD FRN8/15/06	2006/8/15	0.50%
<その他の資産>		
BARCALYS REPO 4.27%	2006/1/20	2.52%
BEAR STEARNS CP 4.30%	2006/1/20	1.21%
BOA 4.27% 011906	2006/1/20	11.32%
MORGAN REPO 4.26%	2006/1/20	2.31%
SG WARBURG REPO 4.27%	2006/1/20	5.03%

(注1) データ提供元：AIB/BNV Fund Management (Ireland) Limited
(注2) 組入れ比率は、当該投資証券の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2006年1月31日現在)

I 資産総額	4,429,224,677円
II 負債総額	104,485,071円
III 純資産総額 (I - II)	4,324,739,606円
IV 発行済口数	4,196,258,285口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0306円

参考情報

<ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド>

純資産額計算書

(2006年1月27日現在)

I 資産総額	421,142,514.24米ドル
II 負債総額	210,654,890.39米ドル
III 純資産総額 (I - II)	210,487,623.85米ドル
IV 発行済口数	18,062,899.363口
V 1口当たり純資産額 (Aクラス)	11.653米ドル

<ゴールドマン・サックス ファンズ・ビー・エル・シー・ゴールドマン・サックス U.S.S リキッド・リザーブズ・ファンド>

純資産額計算書

(2006年1月30日現在)

I 資産総額	20,946,828,117.47米ドル
II 負債総額	72,994,581.52米ドル
III 純資産総額 (I - II)	20,873,833,535.95米ドル
IV 発行済口数	20,644,223,275.458口
V 1口当たり純資産額 (インスティチュショナル・ アキュムレーション・シェア クラス)	10,734.75米ドル

第5 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済口数 (口)
第1期	自 2003年8月29日 至 2004年1月22日	5,983,906,320 (0)	56,016,100 (0)	5,927,890,220 (0)
第2期	自 2004年1月23日 至 2004年7月22日	137,759,666 (0)	251,907,060 (0)	5,813,742,826 (0)
第3期	自 2004年7月23日 至 2005年1月20日	299,959,753 (0)	546,213,922 (0)	5,567,488,657 (0)
第4期	自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	341,985,251 (0)	735,145,522 (0)	5,174,328,386 (0)
第5期	自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	12,387,285 (0)	920,682,873 (0)	4,266,032,798 (0)

(注1) () 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済口数です。
(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

ゴールドマン・サックス 米国株式市場・ニュートラル・ファンド

GS US Neutral

愛称：GS US ニュートラル